

業務取扱要領

57001—58000 雇用保険給付関係
(就職促進給付)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

57001－ I	就業促進手当	1
57500		
57001－ 第1	就業手当	1
57040		
57001－ 1	概要	1
57001		
57001	(1) 概要	1
57002－ 2	就業手当の支給要件	1
57003		
57002	(2) 支給残日数の意義	1
57003	(3) 就業手当の支給要件	3
57004－ 3	就業手当の額	5
57004		
57004	(4) 就業手当の額	5
57005－ 4	就業手当の支給要領	5
57006		
57005	(5) 支給の手続	5
57006	(6) 支給台帳及び受給資格者証の処理	11
57007－	削除	11
57007		
57041－ 第1の2	再就職手当	15
57300		
57041－ 1	概要	15
57050		
57041	(1) 概要	15
57051－ 2	再就職手当の支給要件	15
57100		
57051	(1) 支給残日数の意義	15
57052	(2) 再就職手当の支給要件	17
57101－ 3	再就職手当の額	21
57150		
57101	(1) 再就職手当の額	21
57151－ 4	再就職手当の支給要領	22
57200		
57151	(1) 支給の手続	22
57152	(2) 支給台帳及び受給資格者証の処理	25

57201-	削除	25
57250		
57251-	6 再就職手当受給後に倒産、解雇等により再離職した者に係る受給期間の	
57300	延長の取扱い	25
57251	(1) 概要	25
57252	(2) 受給期間の延長対象者	26
57253	(3) 受給期間が延長される期間	26
57254	(4) 離職理由の確認	26
57255	(5) 支給台帳及び受給資格者証の処理	26
57301-	第2 常用就職支度手当	30
57500		
57301-	1 概要	30
57350		
57301	(1) 概要	30
57351-	2 常用就職支度手当の支給要件	30
57400		
57351	(1) 常用就職支度手当の支給対象者	30
57352	(2) 常用就職支度手当の支給要件	32
57401-	3 常用就職支度手当の額	34
57450		
57401	(1) 常用就職支度手当の額	34
57451-	4 常用就職支度手当の支給要領	35
57500		
57451	(1) 支給の手続	35
57452	(2) 支給台帳及び受給資格者証等の処理	36
57501-	II 就業促進手当以外の就職促進給付	40
57900		
57501-	第1 移転費	40
57700		
57501-	1 概要	40
57550		
57501	(1) 概要	40
57551-	2 移転費の支給要件	40
57600		
57551	(1) 移転費の支給要件	40
57552	(2) 削除	41
57601-	3 移転費の額の決定	41
57650		
57601	(1) 概要	41
57602	(2) 鉄道賃、船賃及び車賃	42

57603	(3)	移転料	43
57604	(4)	着後手当	43
57605	(5)	親族の移転が遅れる場合の移転費の支給	43
57606	(6)	就職支度費が支給される場合	44
57651-	4	移転費の支給要領	44
57700			
57651	(1)	概要	44
57652	(2)	支給の手続	45
57653	(3)	支給後の事務処理等	45
57654	(4)	支給台帳及び受給資格者証等の処理	46
57701-	第2	広域求職活動費	51
57900			
57701-	1	概要	51
57750			
57701	(1)	概要	51
57751-	2	広域求職活動費の支給要件	51
57800			
57751	(1)	広域求職活動費の支給対象者	51
57752	(2)	広域求職活動費の支給要件	52
57801-	3	広域求職活動費の支給額の決定	53
57850			
57801	(1)	概要	53
57802	(2)	鉄道賃、船賃及び車賃	53
57803	(3)	宿泊料	53
57804	(4)	広域求職活動の全部又は一部を行わなかった場合	53
57805	(5)	求職活動費が支給される場合	54
57851-	4	広域求職活動費の支給要領	54
57900			
57851	(1)	概要	54
57852	(2)	支給の手続	54
57853	(3)	支給後の事務処理	56
57854	(4)	支給台帳及び受給資格者証等の処理	56

57001—57500 I 就業促進手当

57001—57009 第1 就業手当

57001 1 概要

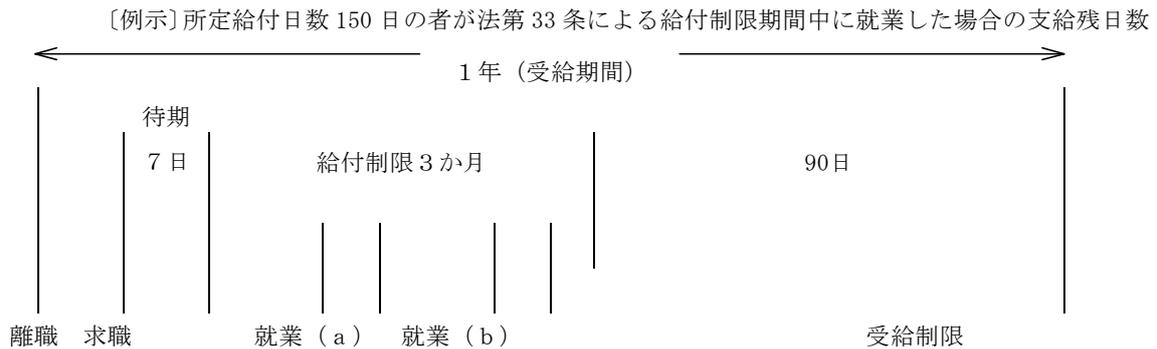
57001 (1) 概要

- イ 就業手当は職業に就いた（51255 の「就職」に該当するものをいう。）受給資格者であって、「安定した職業に就いた者」（法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号ロ、則第 82 条の 2。57052 イ(四)参照）ではない（すなわち再就職手当の支給対象とならない）場合において、当該職業に就いた日（以下「就業開始日」という。）の前日における基本手当の支給残日数が、当該受給資格に基づく所定給付日数（法第 22 条又は第 23 条の規定による基本手当を支給する日数。以下同じ。）の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上である者について、支給要件に従って安定所長が必要と認めるときに、各就業日につき、基本手当日額（法第 16 条第 1 項に規定する 11,770 円（平成 23 年 8 月 1 日現在。その額が法第 18 条の規定により変更されたときは、その変更後の額）に 100 分の 50 を乗じて得た額を上限とする。）に 10 分の 3 を乗じて得た額が支給される（法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号）（支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上である日から就業を開始し、継続して就業している場合の取扱いについては 57002 ハ参照。）。
- ロ 就業手当の支給を受けた日については、基本手当の支給を受けたものとみなされる（法第 56 条の 3 第 4 項）。
- ハ なお、受給資格に係る離職の日において 60 歳以上 65 歳未満の受給資格者に係るイの基本手当日額の上限額の適用については、「11,680 円」とあるのは「10,600 円」、「100 分の 50」とあるのは「100 分の 45」とする。

57002—57003 2 就業手当の支給要件

57002 (2) 支給残日数の意義

- イ 支給残日数とは、所定給付日数から、同一の受給資格に基づいて既に基本手当の支給を受けた日数又は傷病手当、就業手当若しくは再就職手当の支給を受けたことにより基本手当の支給を受けたものとみなされた日数を差し引いた日数である。
- また、そのように計算して得た日数が就業日（法第 32 条又は第 33 条の給付制限期間中に就職した場合については、当該給付制限期間の末日の翌日。(イ)において同じ。）から受給期間内の最後の日までの日数を超えるときは、受給期間の最後の日までの間に失業の認定を受け基本手当の支給対象となり得る日数が支給残日数となる（法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号）。この支給残日数については、所定給付日数、就業年月日、待期満了年月日等を変更する場合においては、変更されることがあるので留意すること。



支給残日数は、現実の就業日から受給期間の最後の日までの日数ではなく、例えば、就業 (a) については、給付制限期間の末日の翌日から受給期間の最後の日までの日数 (90 日) となり、また、例えば就業 (b) における支給残日数は、就業 (a) について就業手当が支給された場合には、 $90 - \text{就業 (a) の日数}$ となる。

ロ また、求職者給付又は就職促進給付について不正受給があり、以後基本手当を支給しないこととされた場合の基本手当の支給を受けることができないこととされた日数については、支給残日数の計算に当たり、既に当該日数分の基本手当の支給がなされたものとして取り扱う。

ハ 「就業開始日」とは、雇用契約等の成立の日を意味するものではなく、実際に就業した日をいう。なお、同一事業主の下で同一契約に基づいて一定期間就業する場合には、次のように取り扱う。

(イ) 契約期間が 7 日以上の一の雇用契約における週所定労働時間が 20 時間以上であって、かつ、1 週間の実際に就業する日が 4 日以上の場合 (以下「継続就業」という。)

当該一の雇用契約期間内の最初の就業日の前日の支給残日数を確認することとし、継続就業している限り、当該一の雇用契約期間に属する日数 (支給残日数を限度とする。) について基本手当日額に $10 \text{ 分の } 3$ を乗じて得た額が支給される。また、当該一の雇用契約期間中に他の事業主の二等で就業したとしても、それぞれの就業日について支給残日数を確認する必要はない。

(ロ) 一の雇用契約の期間が 7 日未満であるなど(イ)に該当しない場合であって、継続就業としては取り扱わない場合

当該雇用契約期間内の連続した就業日については、当該連続した就業日の最初の日の前日の支給残日数を確認することとし、当該雇用期間内の就業日間に間隔がある場合は当該間隔ごとにその直後の就業日の前日の支給残日数を確認する。

ただし、一の雇用契約において被保険者となっている期間については、継続就業として取り扱う。

57003 (3) 就業手当の支給要件

イ 支給要件

就業手当は、基本手当の受給資格者が、次のすべてに該当する場合に支給する（法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号、則第 82 条）。

(イ) 就業日の前日における基本手当の支給残日数が法第 22 条及び第 23 条の規定による所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上であること。

すなわち、支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 未満又は 45 日未満になってから就業した場合については、就業手当の支給対象とはならない。また、失業の認定を受けるべき期間中において受給資格者が就業した日があるときは、就業した日についての失業の認定は行わない。

ただし、支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上のときに開始された就業について、継続就業している場合の処理は 57002 ハ(イ)のとおりであるが、契約が更新された場合には、その時点で改めて支給残日数を確認する必要がある。

(ロ) 職業に就いたものであること（再就職手当の支給対象となる場合を除く。）。

すなわち、失業の認定において「就職した日」として不認定とされる場合は、おおむね就業手当の対象となり得るものである。

なお、自己の労働によって収入を得た場合については、労働する者にとって主たる活動はあくまで求職活動であり、求職活動を妨げない範囲で行われるに過ぎないことから、自己の労働によって得た収入額を減額した上で基本手当が支給されることとなり、就業手当の対象とはならない（「就職」と「自己の労働によって収入を得た場合」との区分については、51255 参照）。

また、就業手当の支給の対象となる就業については、その就業の形態には関係なく、委託や請負により就業している場合も支給対象となる。登録型派遣就業の場合（被保険者とならない場合）は、当該派遣就業中の期間について就業手当を支給し、登録だけでは支給対象とはならない。「事業を開始した場合」については、再就職手当の支給対象とならない場合（その事業が「当該事業により当該受給資格者が自立することができると安定所長が認めたもの」及び「再就職手当を支給することがその者の職業の安定に資すると認められるものであること」に該当しないことにより再就職手当の支給対象とならないものに限る。）及び自営業を開始するための準備活動（「就職」と判断され、かつ、再就職手当の支給対象とならないものに限る。51255 参照）は対象となる。

(ハ) 受給資格に係る離職前の事業主（関連事業主（資本等の状況からみて離職前の事業主と密接な関係にある他の事業主をいう。）を含む。以下「離職前事業主」という。）に再び雇用されたものではないこと。

離職前事業主とは、受給資格に係る離職をした事業所の事業主を意味する。

また、関連事業主については、次のとおりである。

a 次に該当する事業主は関連事業主として取り扱う。

再就職した事業所の事業主（以下「再就職先事業主」という。）又は離職前事業主の資本金の全部又は大部分が離職前事業主又は再就職先事業主の出資によるものであること。

具体的には、再就職先事業主（又は離職前事業主）の発行済株式の総数又は出資の総額に占める離職前事業主（又は再就職先事業主）の所有株式数又は出資の割合が 50%を超えるものであること。

b 倒産し、又は廃止された離職前事業所（以下「廃止事業所」という。）の事業主と現存す

る再就職先事業所の事業主とは、次の要件を満たす場合に、関連事業主として取り扱う。

資本金の全部又は大部分が、廃止事業所の事業主の資本金の全部又は大部分を出資していた者からの出資によるものであること。

具体的には、廃止事業所の事業主の発行済株式の総数又は出資の総額に占める所有株式数又は出資の割合が50%を超えていた者が、再就職先事業主についても、その発行済株式の総数又は出資の総額の50%を超える株式を所有し、又は出資していること。

- c 22701 及び 22702 により、同一の事業主と認められる場合には、新旧両事業の事業主は、就業手当の支給について、関連事業主として取り扱う。
- d ただし、安定所長は、再就職先事業主が離職前事業主の関連事業主であることがその者の雇入れに当たって重要な要素となっていると認められない特別な事情がある場合には、就業手当の支給に当たって、当該再就職先事業主を関連事業主に該当しないものとして取り扱う。

この場合にいう「特別な事情」とは、次に掲げるような場合であるが、これ以外で、「特別な事情」に該当すると考えられる事情が生じた場合は本省へ照会すること。

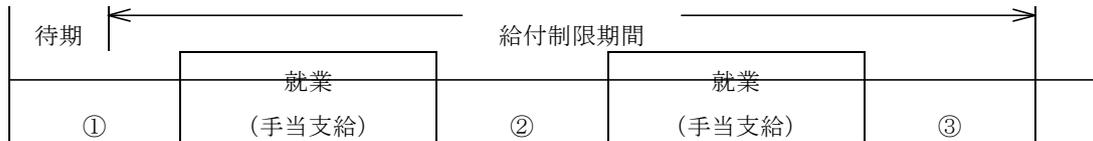
- (a) 再就職先事業主と雇入れを約した時点では関連事業主でなかったにもかかわらず、再就職前に合併等によって関連事業主となった場合
 - (b) 求人事業所が常時安定所へ求人者の申込みを行っている等求人者の公開性が明らかである事業所に再就職した場合
 - (c) 自発的に職業相談を重ねて受ける等本人の熱心な求職活動にもかかわらず失業の状態にあった者が再就職した場合
 - (d) 技術性・専門性の強い職種に再就職した場合であって、その者の雇入れが専らその者の技術・専門能力に着目して行われたと認められる場合
- (二) 雇入れをすることを法第 21 条に規定する求職の申込みをした日前に約した事業主に雇用されたものでないこと。
 - (三) 法第 21 条に規定する待期が経過した後就業したものであること。
 - (四) 受給資格に係る離職について法第 33 条の給付制限（給付制限の長短を問わない。）を受けた場合において、待期期間の満了後 1 か月間については、安定所又は職業紹介事業者の紹介により就業したこと。

なお、受給資格者である夜間学生が、職業安定法第 27 条の規定に基づき学校の長の紹介により就業した場合は、安定所の紹介により就業したものとして取り扱う。

ロ 給付制限との関係

法第 32 条又は第 33 条の給付制限期間中の受給資格者は早期に就業を開始することにより給付制限期間中であっても就業手当を受給できることとなるが、就業手当受給後、当該給付制限期間中に再び離職した場合であっても給付制限が解除されるわけではないので、就業していない日について当該給付制限期間中は基本手当の支給は行わない。この場合、給付制限期間については、就業手当が支給された場合であっても、当初決定された期間に変更はないものである。

<就業の申告があった場合>就業した日について就業手当を支給



①、②、③の期間については基本手当を支給しない。

ハ 再就職手当・常用就職支度手当との関係

就業手当を受給した後であっても、支給要件を満たせば再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けることができる。また、再就職手当受給後に新たに受給資格を得ることなく再離職した場合にも、支給要件を満たせば就業手当の支給を受けることができる。

ニ 雇用継続給付（高年齢再就職給付金）との関係

高年齢再就職給付金は、「安定した職業に就いた」場合に支給されるものであり、当該給付金が支給される場合には、当該再就職については就業手当の支給対象とはならない。

57004—57004 3 就業手当の額

57004 (4) 就業手当の額

就業手当の額は、支給対象期間中の各就業日（継続就業の場合は契約期間内の就業していない日を含む。）について、基本手当日額（11,770円（平成23年8月1日現在。その額が法第18条の規定により変更されたときは、その変更後の額。）に100分の50を乗じて得た額（＝5,885円）（受給資格に係る離職の日において60歳以上65歳未満の場合は10,600円（平成23年8月1日現在。その額が法第18条の規定により変更されたときは、その変更後の額。）に100分の45を乗じて得た額（＝4,770円））を超えるときは、その金額とする。以下「上限額」という。）に10分の3を乗じて得た額とする（法第56条の3第3項第1号）。また、端数処理については、基本手当日額に10分の3を乗じて得た額〔基本手当日額×3/10〕の小数点以下を切り捨てた上で、支給対象期間（57005イ(イ)a参照）中の就業した日数を乗じることとなる。

57005—57006 4 就業手当の支給要領

57005 (5) 支給の手続

イ 支給申請手続

(イ) 就業手当支給申請書の提出

- a 就業手当の支給を受けようとする受給資格者は、失業の認定にあわせ原則として4週間に1回、前回の認定日から今回の認定日の前日まで（以下「支給対象期間」という。）の各日について当該失業の認定日（法第33条の給付制限期間中の就業については、当該給付制限期間経過後の最初の失業の認定日。以下「確認日」という。）に、就業手当支給申請書（則様式第29号。以下「支給申請書」という。）に次のbに掲げる書類を添えて管轄安定所長に提出しなければならない（則第82条の5第1項）。このため、継続就業している場合であっても、原則として受給資格者本人が確認日に安定所に出頭して4週間に1回の支給申請を行う必要がある。また、受給資格者本人が確認日に安定所に出頭して支給申請を行う場合

については、就業したことについての事業主の証明は必要ない。

なお、受給資格者が職業に就くためその他やむを得ない理由のため所定の認定日に安定所に出頭できず失業の認定日の変更が認められる場合（51351 参照）には、失業の認定日が変更された日が確認日となる（則第 82 条の 5 第 3 項）。

また、支給申請書の交付は、失業の認定日に失業認定申告書とあわせて行う等によることとする。

b 支給申請書には、受給資格者証に加えて、以下の書類を添えて提出を行わせる（則第 82 条の 5 第 1 項）。

ただし、支給申請書に受給資格者証を添えないことについて正当な理由がある場合、支給申請に係る就業について、賃金支払日が確認日より後になるなどにより受給資格者が以下の書類を添えることができない場合並びに電子申請により申請がなされた場合であって受給資格者証及び以下の書類が添付されなかった場合は、申請内容に特段の疑義がない限り、これを省略することができる（則第 82 条の 5 第 2 項及び第 6 項）。

(a) 原則として給与明細書等就業の事実を証明することができる書類の写し

(b) 雇用契約書、雇入通知書等労働契約の期間及び労働時間を証明することができる書類の写し（支給申請に係る就業について一の雇用契約の期間が 7 日以上の場合に限る。）

c 支給申請書の提出は、原則として本人が確認日に安定所に出頭した上で行うこととするが、就職して被保険者資格を取得した場合など当該就職以後失業の認定の必要のない者については、以後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日に係る支給対象期間中の就業についての支給申請を、代理人による提出（代理人による申請の場合は、委任状が必要である。）、郵送等による提出によって当該確認日の次の確認日に相当する日の前日までに行うこととして差し支えないものとする（則第 82 条の 5 第 4 項）（この場合の受給資格者に対する確認日に相当する日の教示は、支給申請書を交付する際に当該支給申請書の所要の欄に記載することによって行う。また、次回申請のための支給申請書の交付は、前回の支給申請に係る支給決定後受給資格者証を返付する際に行う。なお、所要の申請期限の確認は、郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。また、電子申請による場合は、汎用受付システムに備えられたファイルへの記録がされた日を申請日として取り扱う。）。

なお、この場合の支給申請書の提出に当たっては、当該就業したことの事実等についての事業主の証明が必要である。

また、郵送、電子申請又は代理人によって支給申請書を提出しようとしていた者が、支給期間内に再離職した場合であって則第 20 条第 2 項の規定により安定所に出頭した場合には、当該出頭した日の前日までの日（当該出頭前に行った支給申請について既に就業手当の支給を受けた日を除く。）についての支給申請書の提出は、当該求職の申込みをした日に行わなければならない（則第 82 条の 5 第 5 項）。

支給申請書を受理した後、支給決定を行った場合は、当該申請書により所要のデータをハローワークシステム（以下「システム」という。）に入力することにより、支給台帳及び受給資格者証の記録を行い、郵送等により受給資格者に受給資格者証を返付する。

ただし、支給申請書に受給資格者証が添付されなかった場合は支給台帳への記録のみとし、受給資格者証の記録は次回来所時等に行う。

(四) 支給安定所

就業手当の支給は、受給資格者の居住地の安定所において行う（則第 82 条の 5 第 1 項）。

なお、事務の委嘱、受給資格者の住居移転等が行われた場合の取扱いについては、基本手当の取扱いと同様に行う（51501～51550 参照）。また、このような場合であっても、当該支給申請の対象となる就業により被保険者資格を取得した場合など、以後失業の認定を必要とせず基本手当の支給を受けないものであり、かつ、本人の申し出がないときには、事務の混雑を避けるため、移転前の安定所において、就業手当を支給するものとして差し支えない。

支給申請者が、支給決定後他の安定所管内に住所又は居所を変更した場合には、当該支給決定に係る就業手当の支給については、支給決定を行った安定所が支給する。

(五) 支給の要否等に関する確認

a 就業手当の支給を行うか否か及び就業手当の支給額を決定する際には、次に掲げる確認及び調査を行う。

(a) 支給申請を受理した場合には、まず待期間が経過した後に就業したものであることを確認する（初回確認日に限る。）。その上で、就業手当は基本手当の支給対象となる日（法第 32 条及び第 33 条の給付制限期間中を含む。）に「安定した職業」以外の職業に就いた場合（57001 イ参照）に支給するものであるため、「安定した職業」以外の職業に就いたことの確認を行う。

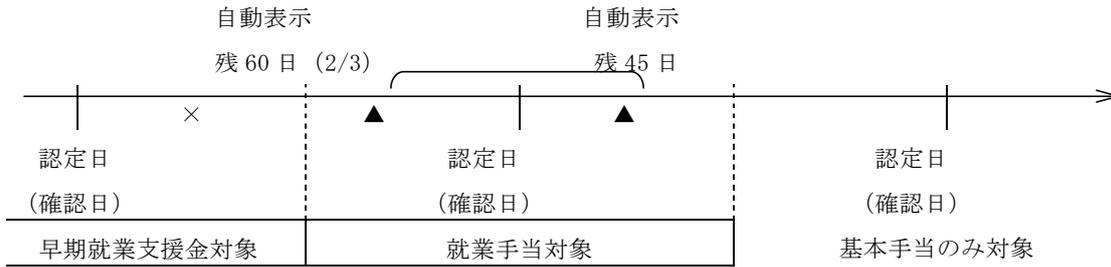
なお、就業手当は、施行日以後に職業に就いた受給資格者について適用されるため、施行日前から同一事業主の下で同一契約に基づいて継続して就業している者には適用されない。

以上の確認は、受給資格者証の所要の記載及び支給申請書の本人記載、添付された客観的資料に基づいて行う。不明な点があれば、センターの被保険者台帳又は支給台帳を照会することにより確認する。

(b) 次に、支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上であるか否かの確認を行う。

この支給基準となる支給残日数（以下「基準残日数」という。）以上であるか否かを確認する場合には、失業の認定日（すなわち確認日）において認定結果をシステムに入力したときには、次回の認定対象期間のすべての日について基本手当等を支給したと仮定した場合の基準残日数に到達する日（以下「予定残日数日」という。）が受給資格者証に自動印字されるので、確認日に受給資格者証に印字されている当該予定残日数日を確認した上で、失業認定申告書のカレンダーに線引き等で区切りをつける等により、支給申請に係る支給残日数要件を満たすか否かを確認する。

<例：所定給付日数 90 日の者>



継続就業している場合の残日数要件の確認時点は、当該就業を開始した日とする。

このため、基準残日数に達した日の前日から引き続いて継続就業している場合に、早期就業支援金又は就業手当の支給対象となるかについては、就業開始日時点において基準残日数を満たしているか否かにより判断を行う。

<例：所定給付日数 90 日の者>



(c) (b)までの確認を行った後、支給申請書の記載により離職前の事業主に再び雇用されたものではないこと及び法第 21 条に規定する求職申込みの日前の日において既に採用内定している事業主に雇用されたものではないことの確認を行う。

b 支給申請者が受給資格に係る離職について法第 33 条の給付制限を受けた場合において、待期間の満了後 1 か月間に就業するに至った場合については、必ずその就業が安定所又は職業紹介事業者の紹介によるものであるか否かの確認を要する。他の安定所の紹介によって就業した者については、その就業が他の安定所の紹介によるものであることを受給資格者証の記載事項（他管内の受給資格者に対して職業紹介を行う場合には、受給資格者証の「処理状況」欄に紹介を行った安定所名、紹介先事業所名、紹介年月日等を記載し取扱者印を押印する。その記載がない場合には、文書、電話等により当該安定所等に紹介の事実、紹介年月日を照会することにより確認を行う。）、職業紹介事業者からの紹介については、支給申請書の記載（必要に応じて当該職業紹介事業者に照会して確認を行う。）により確認する。

(二) 就業手当の支給決定

就業手当の支給申請書を受領した場合は、当該支給申請書の内容を審査し、(ハ)の確認の後、支給決定又は不支給決定を行う。

支給決定は原則として確認日当日の当該受給資格者の失業の認定と同時に即時処理を行う。ただし、極めて例外的ではあるが、安定所は、その場で支給申請書の補正等ができない事由が生じた場合や、支給申請書の内容に不審な点があり、その場で事実確認ができず調査を行う必要がある場合等には、支給決定を保留し、当該確認等を行った後（次回確認日までに行うもの

とする。)に支給決定を行って差し支えない。この場合、当該支給決定を保留したことがわかるように受給資格者証の「処理状況」欄に支給決定を保留した旨の記載を行う。

なお、支給申請に係る就業日（継続就業に該当する場合は当該継続就業期間中の全日）について就業手当を不支給とした日については、当該不支給とした場合であっても就業していれば、失業の不認定を行う。

支給決定を行う場合には、支給申請書及び失業認定申告書に所要の記載を行った上、当該支給申請書に失業認定申告書を添えて安定所長の決裁を受ける。そして、安定所長の決裁を受けた後、当該支給申請書の「※処理欄」の「支給決定年月日」欄に、その年月日を記載する。

支給申請書に受給資格者証が添付されていた場合は、就業手当の支給決定を行った際に、その旨を受給資格者証に記載した上返付し、支給申請書に受給資格者証が添付されていない場合には「就業促進手当支給決定通知書」により就業促進手当の支給日等を通知する。また、不支給の場合は、当該支給申請に係る支給対象期間中の就業日については失業の不認定を行うこととなるので、受給資格者証への記載は必要ないが、「就業促進手当不支給決定通知書」により申請者に対して通知する。この場合、審査請求ができる旨の教示を要する。

(受給資格者証への記載例)

行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
9	0529	00-009804-3	21	基本手当	¥××, ×××		
		150501-0528	5	※早期支援支給確認			
			2	就業手当	¥××, ×××		

(㊦) 就業手当の支給(則第82条の6)

就業手当は支給決定をした日の翌日から起算して7日以内に支給する。

(㊧) 就業手当の支給を受けた者が再び失業した場合における基本手当の支給

就業手当を支給したときは、当該就業手当の支給の対象となった日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなされる(法第56条の3第4項)。

このため、就業手当の支給を受けて就業していた者が新たな受給資格を得ることなく再び失業した場合には、所定の受給期間内において、支給残日数(57002イ参照)から既に基本手当の支給を受けた日数及び就業手当の支給を受けたことにより基本手当の支給を受けたものとみなされた日数を差し引いた日数を限度として、基本手当の支給を受けることができる。

ロ 再就職手当が不支給とされた場合の就業手当の支給申請手続

受給資格者が職業に就いたことにより再就職手当の支給申請を行った場合であって、安定所の支給要件の調査確認等により当該再就職手当が不支給となった場合(不支給理由について就業手当と再就職手当の支給要件が同一の場合を除く。)には、当該支給申請に係る就業について、他に不支給となる事由がない場合には、就業手当の支給対象となる。

その際には、原則として当初から就業手当の支給申請があったものとみなした場合における支給対象期間を単位として、受給資格者に就業手当の支給申請書の提出を求め、その都度、審査した上で支給する。

また、再就職手当の支給要件の調査確認に相当期間を要し、不支給決定時点で受給期間が経過している場合であって、当該支給申請に係る就業が就業手当の支給要件に該当している場合には、就業手当の支給申請があったものとみなして、支給残日数を限度として、就業手当を一括して支給する。なお、この場合には、申請のあった再就職手当支給申請書の表題等を受給資格者に了解を得た上で、安定所で朱書き補正し、改めて就業手当支給申請書を提出させることのないよう処理することとする。

ハ 公共職業訓練等受講中の受給資格者等の取扱い

(イ) 公共職業訓練等受講中の受給資格者に係る就業手当の支給申請手続

公共職業訓練等を受講しているため失業の認定を当該訓練施設長等の代理により証明書によって受けることができることとされている受給資格者が、当該失業認定対象期間中に就業した場合には、当該失業の認定を行うこととされている日に、就業手当支給申請書を代理人により同時に提出させるものとする。

なお、証明認定の方法によることなく基本手当等を受けることを希望する者に対しては、通常の支給方法により就業手当を支給することとなるのは、基本手当等の支給の例と同様である。

(ロ) 市町村取次ぎによって失業の認定を行っている受給資格者に係る就業手当の支給申請手続

51952のイにより失業の認定及び基本手当の支給に関する事務を取り次ぐことができるもの

として承認された市町村においては、適宜基本手当以外の求職者給付及び就職促進給付の支給に関する事務を取り次ぐこととして差し支えないこととされており（51951 ホ参照）、市町村取次ぎによって失業の認定を受けることができるとされている受給資格者が当該認定対象期間に就業した場合には、当該受給資格者が市町村役場に出頭し、市町村長の失業の確認を受けることとされている日（出頭日）に、就業手当支給申請書を提出させるものとする。

(ハ) トライアル雇用事業におけるトライアル雇用期間中の取扱い

「トライアル雇用事業の実施について」（平成 15 年 3 月 28 日付け職発第 0328002 号）により実施することとしているトライアル雇用については、トライアル雇用開始日の前日における支給残日数が基準支給残日数以上である場合には、当該トライアル雇用期間中は、就業手当の支給対象となり、常用雇用に移行した場合において、その前日における支給残日数が基準支給残日数以上であって、さらに、1 年を超えて雇用される見込みがある場合には、再就職手当の支給対象となる。したがって、トライアル雇用において、常用雇用に移行した場合であっても、当該トライアル雇用期間は再就職手当の支給対象に含めない。

57006 (6) 支給台帳及び受給資格者証の処理

就業手当を支給した場合は、支給申請書及び失業認定申告書の所要欄に必要事項を記載の上、所要のデータをセンターに入力することにより、支給台帳及び受給資格者証の記録及び記載を行う。

ただし、正当な理由があるとき、又は電子申請により申請がなされたときであって支給申請書に受給資格者証の添付が省略されたときは、受給資格者証の記録及び記載は、次回来所時等に行う。

57007—57007 削除

注意

- 1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間、認定対象期間＝支給対象期間（就業手当））中に職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の認定を受ける日（認定日＝支給日（就業手当））に失業認定申告書と一緒に受給資格者証を添えて提出してください。
ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日からの次の確認日の前日までの間に代理人又は郵送によって申請しても差し支えありません（この場合、「次回申請月日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行ってください。）。ただし、代理人による提出の場合「委任状」が必要となります。
（注）就業手当の支給対象となる職業に就いた（就業した）場合とは、失業認定申告書第2面注意書き4に記載した「就職又は就労」に該当し、かつ、安定した職業に就いたこと（※）以外の就業をしたものであること。
（※ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業（その事業により受給資格者が自立することができる）と公共職業安定所又は地方運輸局長が認めたものに限り。）を開始したことをいいます。
この就業手当の支給対象となる「就業」にあたるか否かについて疑問がある場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口にお問い合わせください。
- 2 申請は正しくしてください。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に支給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。
- 3 7～11欄の記載について
 - (1) で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行うので、大きめのアラビア数字の標準字体、カタカナ及び漢字（7,8,11欄に限る。）によって枠からはみ出さないように明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないこと。
 - (2) 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、※印のついた欄には記載しないこと。
 - (3) 10欄には申請者の電話番号を記載すること。この場合、項目ごとにそれぞれ左詰めで、市内局番及び番号は に続く5つの枠内にそれぞれ左詰めで記載すること。（例：03-3456-XXX-X---）
 - (4) 11欄1行目には、都道府県名は記載せず、特別区名、市名又は郡名とそれに続く町村名を左詰めで記載することとし、11欄2行目には、丁目及び番地のみを左詰めで記載すること。また、所在地にアパート名又はマンション名等が入る場合は11欄3行目に左詰めで記載すること。
- 4 12の「就職先の事業所」欄には、13の(1)の「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」（注）に該当する場合に記入してください。また、記載内容を証明する書類（雇用契約書、雇入通知書等）の写しを添付してください。
（注）「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」とは、上記1の注意書きに掲げた就業であって、7日以上の期間について雇用契約を締結して就業するすべての場合をいいます。
- 5 事業主は、「就職して被保険者資格を取得した場合などその就職以後失業の認定の必要のない方」であって、郵送又は代理人による申請が認められる場合について、12及び13の(1)欄の記載内容の証明を行ってください。この場合、事業主が偽りの証明をした場合には、不正に支給した者と連帯して、不正に支給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。
- 6 13の(2)欄には、13の(1)欄に該当する就業以外のすべての就業について以下の要領で記入してください。
「イ 就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等の名称（自宅であれば「自宅」と記載。自営準備活動を行った場合など特定できないものは記載不要）とその電話番号（自宅の場合は記載不要）を記入してください。
「ロ 就業期間」欄には、その就業した日について「イ 就業先の事業所等」ごとにすべて記入してください。（記入例：「5月12日から5月15日まで」を雇用契約期間として就業した場合は、「5/12～5/15」と記入。「5月1日、5月4日、5月10日」の日ごとに就業した場合は、「5/1、5/4、5/10」と記入。）
「ハ 就業日数」欄には、「イ 就業先の事業所等」ごとに就業した日数の合計を記入し、「合計」欄には支給対象期間中の就業日数の合計を記入してください。
「ニ 就業の内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記入してください。
- 7 この申請書には、原則として、就業したことを証明する給与明細書などの資料の写しを添付してください。
- 8 14及び15欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを○で囲んでください。
この場合、14欄の「関連事業主」とは、あなたが就業した事業所が一定の資本の状況から見て離職前の事業主と密接な関係にあるもの（出資等の割合が50%を超えるもの）である他の事業主のことをいいます。この「関連事業主」にあたるか否かについて疑問がある場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口にお問い合わせください。
- 9 16欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1ヵ月間について該当するものを○で囲んでください。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入してください。
なお、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣若しくは国土交通大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣若しくは国土交通大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいいます。
- 10 申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載してください。



交付 平成 年 月 日

> ----- <

就業促進手当支給／不支給決定通知書

平成 年 月 日

殿



さきに貴殿から申請のあった就業促進手当については、審査の結果、下記のとおり支給・不支給とすることを決定しましたので、通知します。

記

手当の種類

支給決定金額 金 円

(この手当は、支給決定日の翌日からおおむね一週間以内に貴殿の口座に振り込まれます。)

> ----- <

不支給とした理由

()

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 労働局雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。

57041—57300 第1の2 再就職手当

57041—57050 1 概要

57041 (1) 概要

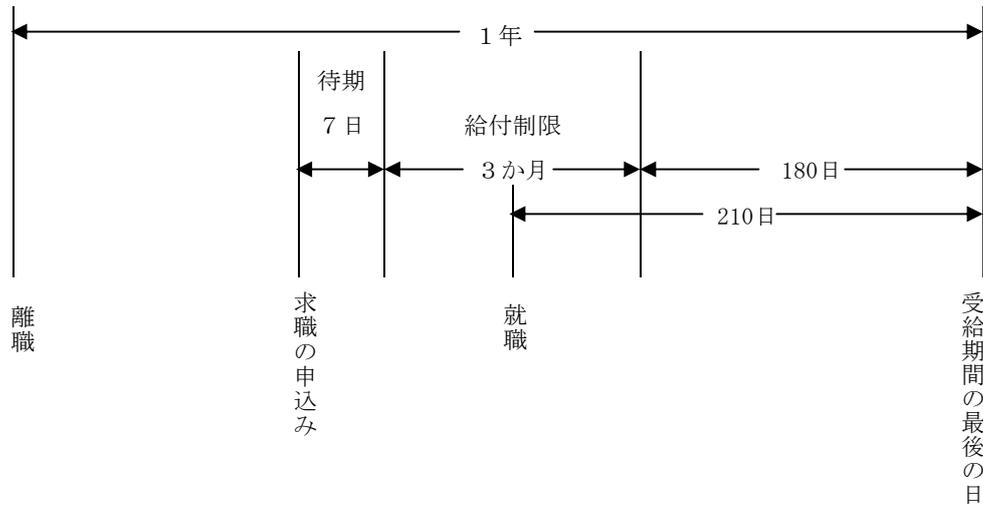
再就職手当は、受給資格者が安定した職業に就いた場合において、当該職業に就いた日（以下「就職日」という。）の前日における基本手当の支給残日数が、当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の1未満である場合を除いて、安定所長が必要と認めるときに、支給残日数の10分の5（就職日の前日における基本手当の支給残日数が、当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の2以上である場合にあっては、10分の6）に相当する日数分に基本手当日額を乗じた額が支給される（法第56条の3第1項第1号イ）。

57051—57100 2 再就職手当の支給要件

57051 (1) 支給残日数の意義

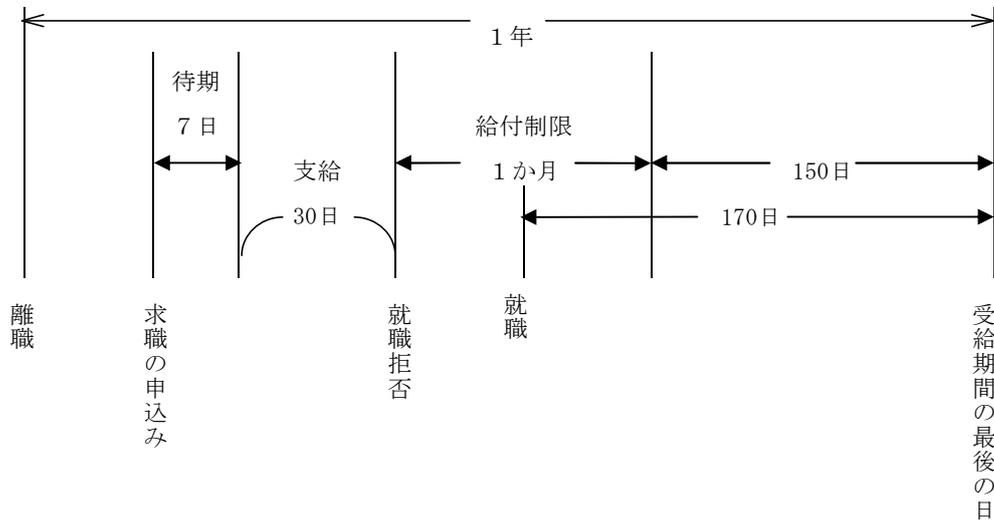
- イ 支給残日数とは、所定給付日数から、既に支給した基本手当又は傷病手当の日数を差し引いた日数である。また、そのように計算して得た日数が就職（事業開始を含む。以下同じ。）日（法第32条及び第33条の給付制限期間中に就職した場合については、当該給付制限期間の末日の翌日。イにおいて以下同じ。）から受給期間の最後の日までの日数を超えるときは、就職日から受給期間の最後の日までの日数が支給残日数となる（法第56条の3第1項）。この支給残日数については、所定給付日数、就職年月日、待期満了年月日等を変更する場合においては、変更されることがあるので留意すること。
- ロ また、求職者給付又は就職促進給付について不正受給があり、以後基本手当を支給しないこととされた場合の基本手当の支給を受けることができないこととされた日数（法第34条第1項参照）については、支給残日数の計算に当たり、既に当該日数分の基本手当又は傷病手当の支給がなされたものとして取り扱う。
- ハ 「就職日」とは、雇用契約の成立の日を意味するものではなく、雇用関係に入った最初の日（一般的には、当該雇用契約に基づき労働を提供すべきこととされている最初の日）をいう。

〔例示〕 1 所定給付日数 240 日の者が法第 33 条による給付制限期間中に就職した場合の支給残日数



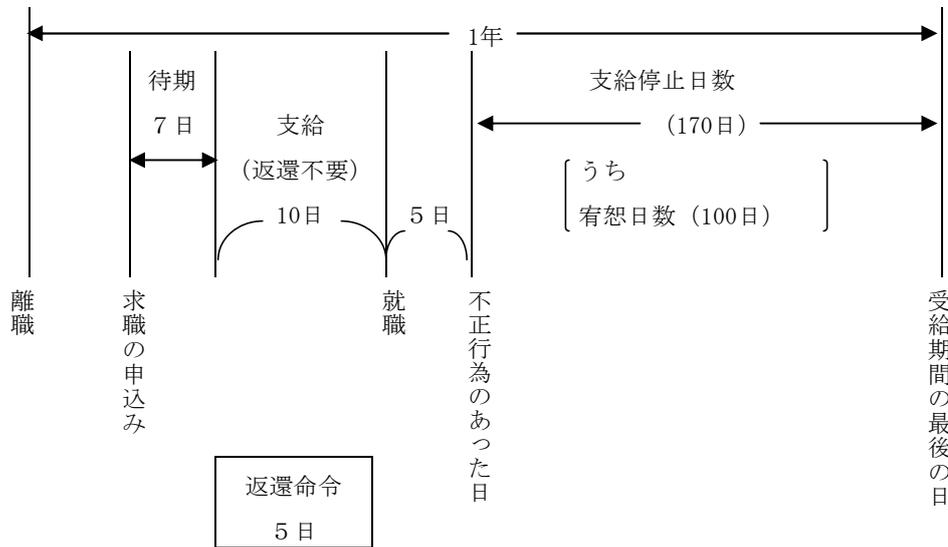
支給残日数は、現実の就職日から受給期間の最後の日までの日数（210 日）ではなく、給付制限期間の末日の翌日から受給期間の最後の日までの日数（180 日）となる。

〔例示〕 2 所定給付日数 210 日の者が法第 32 条による給付制限期間中に就職した場合の支給残日数



支給残日数は、現実の就職日から受給期間の最後の日までの日数（170 日）ではなく、給付制限期間の末日の翌日から受給期間の最後の日までの日数（150 日）となる。

〔例示〕 3 所定給付日数 180 日の者が基本手当の不正受給を行い、支給停止処分を受けたが、再就職手当及び 100 日分の基本手当の宥恕が行われた場合（57202 のロ参照）



支給残日数は、所定給付日数から既に支給を受けた日数を差し引いた日数（170 日）ではなく、就職日以後宥恕を受け、基本手当の支給を受けることができることとされた日数（100 日）となる。

57052 (2) 再就職手当の支給要件

イ 再就職手当は、受給資格者が、次のすべてに該当する場合に支給する（法第 56 条の 3 第 1 項及び第 2 項、則第 82 条及び第 82 条の 2）。

(イ) 就職日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく法第 22 条の規定による所定給付日数の 3 分の 1 以上であること。

なお、個別延長給付により延長された給付日数は、支給残日数には含まれないこと。

(ロ) 1 年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められる職業に就き、又は事業（当該事業により当該受給資格者が自立することができると安定所長が認めたものに限る。）を開始したこと。

① 1 年以下の期間の定めのある雇用に就いた場合であっても、その雇用契約が 1 年を超えて更新されることが確実であると認められるときは、この基準を満たすものとして取り扱う（22751 参照）。

このとき、期間の定めのある労働契約（2 か月、3 か月など）により雇用された者、国又は地方公共団体に 1 年以下の契約期間を定めて雇用された者については、契約の更新に際し、多少の日数の間隔（概ね 2 週間程度）を設けることとなっている場合があるが、このような場合、その事業所においては契約を更新して雇用することが常態となっていると認められるときは、当該間隔にかかわらず、「引き続き雇用される」ものとして、この要件に該当するか否かの判断を行う。

また、損害保険会社の代理店研修生のように、1 年以下の雇用期間が定められ、雇用契約の更新に当たって一定の目標達成が条件付けられている場合は、雇用当初において契約更新

の予測を行うことが極めて困難であることから、1年を超えて引き続き雇用されることが確実であるとは認められない。

なお、登録型派遣労働者として雇用された場合であって、当初における派遣就業の期間（被保険者としての派遣就業の期間に限る。）が1年以下である場合は、この要件に該当しない。

② 事業を開始した場合、この要件に該当するのは、

当該事業により当該受給資格者が自立することができると認められたものである場合であり、次のいずれかに該当する場合は、「自立することができると認められるもの」と解して取り扱う。

- a 受給期間内に開始した事業により被保険者資格を取得する者を雇い入れ、雇用保険の適用事業の事業主となること。ただし、概ね1年以下の期間を定めて行う事業を除く。
- b 登記事項証明書（電子申請による申請の場合に、インターネット登記情報提供サービスの照会番号が付されているときは、添付を不要とする。）（個人事業の場合は開業届の写し（所得税法により税務署に対して開業から1か月以内に提出するもの））、事業許可証等の客観的資料によって事業の開始、事業内容及び事業所の実在が確認でき、かつ、次のいずれかに該当することにより、1年を超えて事業を安定的に継続して行うことができる客観的条件を備えているものと安定所長が認めたもの。
 - (a) 通常、独立開業できる程度の資格、技能等を有する者であって、自らの職業経験を活かして事業を開始するものであること。
 - (b) 事業の開始に当たって、事業所の工事費、事務所等の賃借料、設備・機器・備品の購入費・借料等、一定の経費を要したものであって、その地域の同種の事業と比較して事業実施体制、設備等がおおむね同様の事業実態にあるものであること。
 - (c) 被保険者とはならないが補助的に業務をこなす者（同居の親族を除く。）を複数雇用するものであること。
 - (d) 他の事業主との請負契約等を締結する場合等、当該契約の内容から判断して1年を超えて事業の継続性が認められるものであること。

なお、これらに該当するか否か疑義のある事例については、本省に具体的事例を付して照会するものとする。

- (v) 離職前の事業主（関連事業主（資本金、資金、人事、取引等の状況からみて離職前の事業主と密接な関係にある他の事業主をいう。）を含む。以下「離職前事業主」という。）に再び雇用されたものでないこと。

離職前事業主とは、受給資格に係る離職をした事業所の事業主を意味する。

また、関連事業主については、次のとおりである。

- a 次のいずれかの要件に該当する事業主は関連事業主である。
 - (a) 再就職した事業所の事業主（以下「再就職先事業主」という。）又は離職前事業主の資本金の全部又は大部分が離職前事業主又は再就職先事業主の出資によるものであること
具体的には、再就職先事業主（又は離職前事業主）の発行済株式の総数又は出資の総額に占める離職前事業主（又は再就職先事業主）の所有株式数又は出資の割合が50%を超えるものであること
 - (b) 経済的、組織的な関連性が緊密であること
具体的には、次のいずれかに該当することを必要とする。

① 再就職先事業所の従業員のうちの相当数（おおむね 30%以上）が離職前事業主から派遣されていること等（従業員の派遣、出向等再就職先事業主と離職前事業主との合意の下に行われたもの）離職前事業主との人的交流が密であること

② 再就職先事業主に対し離職前事業主から、又は離職前事業主に対し再就職先事業主から常時相当量（再就職先事業主又は離職前事業主の年間生産額又は売上高のおおむね 50%以上）の発注が行われていること

b 倒産し、又は廃止された離職前事業所（以下「廃止事業所」という。）の事業主と現存する再就職先事業所の事業主とは、資本金の全部又は大部分が、廃止事業所の事業主の資本金の全部又は大部分を出資していた者からの出資によるものであることに該当する場合に、関連事業主として取り扱う。

具体的には、廃止事業所の事業主の発行済株式の総数又は出資の総額に占める所有株式数又は出資の割合が 50%を超えていた者が、再就職先事業主についても、その発行済株式の総数又は出資の総額の 50%を超える株式を所有し、又は出資していること。

c 22701 及び 22702 により、同一の事業主と認められる場合には、新旧両事業の事業主は、再就職手当の支給について、関連事業主として取り扱う。

d ただし、安定所長は、再就職先事業主が離職前事業主の関連事業主であることがその者の雇入れに当たって重要な要素となっていると認められない特別な事情がある場合には、再就職手当の支給に当たって、当該再就職先事業主を関連事業主に該当しないものとして取り扱う。

この場合にいう「特別な事情」とは、次の例示に掲げるような場合であるが、これ以外で、「特別な事情」に該当すると考えられる事情が生じた場合は本省へ照会すること。

(a) 再就職先事業主と雇入れを約した時点では関連事業主でなかったにもかかわらず、再就職前に合併等によって関連事業主となった場合

(b) 求人事業所が常時安定所へ求人者の申込みを行っている等求人者の公開性が明らかである事業所に再就職した場合

(c) 職業相談を重ねて自発的に受ける等本人の熱心な求職活動にもかかわらず失業の状態にあった者が再就職した場合

(d) 技術性・専門性の強い職種に再就職した場合であって、その者の雇入れが専らその者の技術・専門能力に着目して行われたと認められる場合

(e) 待期が経過した後職業に就き、又は事業を開始したこと。

(f) 受給資格に係る離職について法第 33 条の給付制限（給付制限期間の長短を問わない。）を受けた場合において、待期期間の満了後 1 か月間については、安定所又は職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと（事業を開始したことはこれに含まれない。）。

なお、受給資格者である夜間学生が、職業安定法第 27 条の規定に基づき学校の長の紹介により就職した場合は、安定所又は職業紹介事業者の紹介により就職したものとして取り扱う。

(g) 就職日又は事業を開始した日前 3 年以内の就職又は事業開始について雇用保険法の規定による再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けたことがないこと。

この場合、過去 3 年間に再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けたことがあるかどうかについて、必ずセンターにその旨の照会を行う。

なお、過去 3 年以内の就職又は事業開始について再就職手当又は常用就職支度手当を不正に

受給した場合であって、当該不正に受給した再就職手当又は常用就職支度手当の返還を命じられたにもかかわらずその返還を行っていないときは、この場合に該当しないものとして取り扱う。

ただし、平成 21 年 12 月 31 日以前の船員保険法による再就職手当の支給は、上記(ㄨ)の「雇用保険法の規定による再就職手当又は常用就職支度手当の支給」に該当しないものとして取り扱う。

- (㊦) 雇入れを約した事業主が法第 21 条に規定する求職の申込みをした日前にある場合において、当該事業主に雇用されたものでないこと。
- (㊧) その他再就職手当を支給することがその者の職業の安定に資すると認められるものであること。
 - ① 雇用されることとなった者がこの基準を満たすためには、次のすべてに該当することを要する。
 - a 適用事業の事業主に雇用され、被保険者資格を取得した者であること（20303 のトに該当する者を含む。）。

ただし、就職日において 65 歳以上である者については、その者を 65 歳未満であることと仮定した場合に被保険者資格を取得することとなる者は、この基準を満たすものとして取り扱う。
 - b 再就職手当の支給を請求した受給資格者が、再就職手当の支給の可否に関する調査を行う際当該事業所を離職していないこと。

この場合、離職理由の如何を問わない。
 - ② 事業を開始した者が、次のいずれかに該当する場合は、この基準を満たすものとして取り扱う。
 - a 再就職手当の支給の可否に関する調査を行う際、当該開始した事業に雇用されていた被保険者が離職し、被保険者が存在しない状態でないこと。

この場合、離職した被保険者の離職理由の如何は問わない。
 - b 引き続き事業を継続しており、(ㄨ)②の b (a)～(d)のいずれかに該当することにより、事業を安定的に継続して行うことができる見込みがあると判断できるものであること。

なお、偽りその他不正の行為により失業等給付を受け、又は受けようとした場合には、再就職手当及び基本手当の有給を行う場合を除き再就職手当の支給ができないことはいうまでもない（57201～57250 及び 53201～53300 参照）。

57101—57150 3 再就職手当の額

57101 (1) 再就職手当の額

再就職手当の額は、次により得た額である(法第 56 条の 3 第 3 項第 2 号)。

イ 就職日の前日における支給残日数が 3 分の 2 以上である場合

「基本手当日額」×「支給残日数に相当する日数」×「10 分の 6」

ロ 就職日の前日における支給残日数が 3 分の 1 以上である場合

「基本手当日額」×「支給残日数に相当する日数」×「10 分の 5」

基本手当日額が、法第 16 条第 1 項に規定する 11,770 円(平成 23 年 8 月 1 日現在。その額が法第 18 条の規定により変更されたときは、当該金額。以下同じ。)に 100 分の 50 を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額(=5,885 円)とする。

ただし、この基本手当日額の上限額の適用について、受給資格に係る離職の日において 60 歳以上 65 歳未満の場合にあっては、それぞれ、「11,770 円」とあるのは「10,600 円」と、「100 分の 50」とあるのは「100 分の 45」となる。

また、これらにより得た額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

再就職手当を支給したときは、当該再就職手当の額を基本手当日額で除して得た日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなされる(法第 56 条の 3 第 5 項)。

また、再就職手当の額の計算に当たり、支給残日数の判断は、就職日の前日までの期間の失業の認定を行った上で行うこととする。

なお、延長給付により延長された給付日数については、支給残日数には含めない。

57151-57200 4 再就職手当の支給要領

57151 (1) 支給の手続

イ 再就職手当支給申請書の提出

(イ) 支給申請書の提出

再就職手当の支給を受けようとする受給資格者は、就職日又は事業開始日（事業開始に係る準備期間がある場合であっても、当該準備開始日を含まない実際の事業開始日であって事業所設置に係る日。）の翌日から起算して1か月以内に、再就職手当支給申請書（則様式第29号の2。以下「支給申請書」という。）に次の(ロ)に掲げる書類を添えて管轄安定所長に提出しなければならない（則第82条の7第1項）。

ただし、正当な理由があるときは(ロ)のaを、電子申請により申請を行うときは、(ロ)のa及びd(a)の雇用保険適用事業所設置届事業主控の添付を省略することができる（則第82条の7第2項及び第4項）。

天災その他支給申請書を提出しなかったことについてやむを得ない理由（交通途絶、事業主の証明事務の遅滞等申請者の責めに帰すことができない理由）があるときは、就職日の翌日から起算して1か月を経過した後であっても受理することができる。この場合には、その理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内に当該申請書を提出しなければならない（則第82条の7第3項）。

また、上記の申請の期限の日が行政機関の休日に当たる場合については、50273のイのまた書きに準ずる。

支給申請書の提出は、原則として本人が安定所に出頭した上で行うこととするが、本人が出頭できない事情がある場合には、代理人による提出（この場合は、委任状が必要である。）、郵送又は電子申請による提出によっても差し支えない（郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。また、電子申請による場合は、汎用受付システムに備えられたファイルへの記録がされた日を申請日として取り扱う。ただし、ハの(イ)のa参照）。

支給申請書を受理した場合に、受給資格者証が添付されていたときは、受給資格者証の「処理状況」欄に申請書受理年月日及び「再就職手当支給申請書受理」の文字を記載する。

また、申請者に対しては、申請書用紙の交付時又は申請書受理時において、申請が受理されれば、ただちに支給されるものではなく、一定期間をかけた調査の後、支給の可否を決定するものであることを説明する。

なお、臨時内職的に就労していた者（平成22年1月業務取扱要領20367参照）が常用となり、被保険者資格を取得することとなった場合は、当該被保険者資格を取得することとなった日を就職日とする。したがって、この場合の申請期限は、当該被保険者資格を取得することとなった日の翌日から起算して1か月以内とする。また、この場合の支給申請書における雇入れ年月日は、当該被保険者資格を取得することとなった日となる。なお、臨時内職的に雇用される者について、被保険者とししない扱い（平成22年1月業務取扱要領20367）については、平成22年4月1日以降、削除となったことに留意すること。

(ロ) 支給申請書の添付書類（則第82条の7第1項及び第4項）

a 受給資格者証（正当な理由がある場合及び電子申請による申請の場合は添付を省略することができる。）

b 受給資格者が1年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められる職業に就き支給申

請を行う場合は、57052 イ(ハ)の支給要件に該当することの事実を証明することができる書類
この書類は、離職前事業主と再就職先事業主が関連事業主であるか否かの判定のために、
必要に応じて、離職前事業主と再就職先事業主との資本金、資金、人事、取引等の状況を記
載させた事業主の証明書を提出させる。

- c 期間に定めがある労働契約を結んで雇用された場合（登録型派遣労働者の場合を含む。）
には、必要に応じて、雇用契約書、雇入通知書、採用証明書、派遣就業に係る証明書等
- d 受給資格者が事業を開始した場合
 - (a) 被保険者資格を取得する者を雇い入れ、雇用保険の適用事業主となる場合には、雇用保
険適用事業所設置届事業主控（電子申請による申請の場合は、添付を不要とする。）
被保険者が離職していないか等を確認する場合には、必要に応じて、被保険者に係る賃
金台帳、出勤簿又はタイムカードを支給申請書に添付させる。
 - (b) (a)以外の場合であって、57052 イ(ハ)② b の要件に該当するものとして支給申請を行う場合
は、登記事項証明書（電子申請による申請の場合に、インターネット登記情報提供サービ
スの照会番号が付されているときは、添付を不要とする。）（個人事業の場合は、開業届
の写し（所得税法により税務署に対して開業から1か月以内に提出するもの））、事業許
可証その他の事業の開始、事業内容及び事業所の実在が確認できる書類
その他の事業の開始、事業内容及び事業所の実在が確認できる書類とは、資格、技能等
を有することを証明することができる免許証等、事務所の賃貸契約、設備・機器・備品の
購入等一定の経費を要したことを証明することができる書類、請負契約、フランチャイズ
契約、雇い入れた者の雇用契約書、雇入通知書、労働者名簿であり、必要に応じて支給申
請者に提出させる。
 - e 天災その他やむを得ない理由により所定期間内に支給申請できなかった場合には、その事
実を証明することができる官公署、鉄道の駅長等の証明書又は安定所長が認める者の証明書
を添付させる。

ロ 支給安定所

再就職手当の支給は、管轄安定所において行う（則第82条の7第1項）。したがって、再就職
手当の支給申請後、支給決定前に他の安定所管内に住所を変更したときは、原則として移管の手
続をとり、新管轄安定所へ支給申請書等の書類を移送する必要があるが、このような場合であっ
ても、以後就職日まで基本手当の支給を受けず、かつ本人の申出がないときは、事務の混雑を避
けるため、移転前の安定所において、再就職手当を支給するものとして差し支えない。

支給申請者が、支給決定後他の安定所管内に住所又は居所を変更した場合には、支給決定を行
った安定所が隔地払により支給する。なお、再就職手当を支給した安定所が移管の手続をする場
合については51502参照。

ハ 再就職手当の支給決定

審査係は支給申請書を受領した場合、当該申請書の内容を審査し、就職日が待期間の経過後
にあるか否か、支給残日数が所定給付日数の3分の1以上あるか否か、就職日前3年以内の就職
について再就職手当又は常用就職支度手当の受給があるか否か、受給資格に係る離職について法
第33条の給付制限を受けた者が、待期間満了後1か月間に就職した場合において安定所又は職
業紹介事業者の紹介によるものであるか否か、1年を超えて引き続き雇用されることが確実と認

められる職業に就いたか否か、離職前の事業主に再び雇用されたか否か及び法第 21 条に規定する求職の申込みの日前の日に採用内定があったか否か等の判断を行った後(57052 イ(㉠)、(㉡)、(㉢)、(㉣)、(㉤)、(㉥)、(㉦)参照)適用係に調査の連絡を行う。その調査結果の連絡により、就職の事実及び雇用期間等を把握確認した上、支給決定又は不支給決定を行う。支給決定は、当該申請を受理した日からおおむね 1 か月以内(ただし、就職日又は事業を開始した日から 1 か月を経過していない場合は、1 か月経過後)に行うこととし、不支給の決定は、支給要件に該当しないことがわかり次第行う。

支給決定を行う場合には、当該申請書に所要の記載を行った上、安定所長の決裁を受ける。そして、安定所長の決裁を受けた後、当該申請書の「※処理欄」の「支給決定年月日」欄に、その年月日を記載する。

再就職手当の支給決定を行った場合には、「再就職手当支給決定通知書」により再就職手当の支給日等を通知する。なお、支給申請書に受給資格者証が添付されていた場合には、支給決定を行った旨を受給資格者証に記載した上返付すること。

再就職手当支給決定通知書は、通常郵送することとなるので、再就職手当支給申請書を受受理する際に、あらかじめこれらを送付する封筒の表面に、申請者の住所及び宛名を記載させることとして差し支えない。

再就職手当の不支給を決定した場合には、当該申請書欄外に不支給の表示をするとともに申請者に対して文書でその旨通知する。この場合、審査請求ができる旨の教示を要する。

ニ 再就職手当の支給

再就職手当は支給決定をした日の翌日から起算して 7 日以内に支給する(則第 83 条)。代理人に対する支払及び隔地払も認められる。代理人に対して支払うときは、代理権を有することについての委任状を提出させる。

ホ 再就職手当の支給を受けた者が再び失業した場合における基本手当の支給

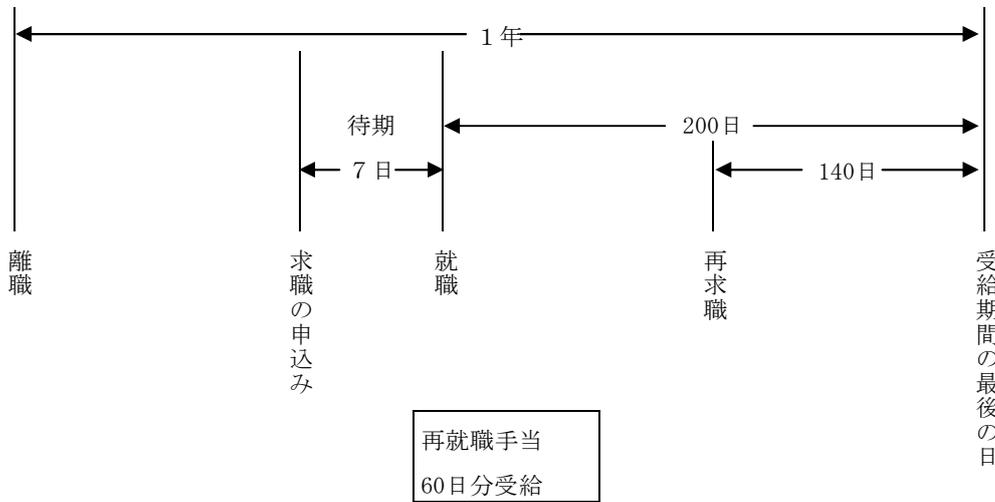
再就職手当を支給したときは、当該再就職手当の額を基本手当の日額で除して得た日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなされる(法第 56 条の 3 第 5 項)。

つまり、再就職手当の支給を行った場合は、支給時の残日数に 10 分の 5(支給残日数が所定給付日数の 3 分の 2 以上である場合にあつては 10 分の 6)を乗じて得た日数〔所定給付日数の支給残日数×5/10(支給残日数が所定給付日数の 3 分の 2 以上である場合にあつて 10 分の 6)(日)(小数点以下の端数は切り捨て)〕が「再就職手当の額に相当する日数分」となるものである

そのため、再就職手当の支給を受けて就職した者が再び失業した場合には、受給期間内において基本手当の支給残日数(就職しなかったこととした場合には就職日以後基本手当の支給を受けることができることとなる日数(57051 に掲げる「支給残日数」)から再就職手当の額に相当する日数分を差し引いた日数。)分を支給することができる。

なお、再離職後、法第 24 条、第 25 条及び第 27 条の規定による延長給付を受ける者については、上記を差し引いた支給残日数にそれぞれの延長給付日数を加算した日数の支給を行うことは可能であることに留意する。

〔例示〕 所定給付日数 300 日の者が基本手当の支給日数 200 日を残して就職し、再就職手当（60 日分）の支給を受けたが、受給期間内に再離職した場合の取扱い



再離職後基本手当は、受給期間（1年）内の失業している日について、
 (200日－60日＝140日分)を限度として支給される。

57152 (2) 支給台帳及び受給資格者証の処理

再就職手当を支給した場合は、再就職手当支給申請書の所要欄に必要事項を記載の上、当該申請書により所要のデータをセンターに入力することにより、支給台帳及び受給資格者証の記録及び記載を行う。

ただし、正当な理由があるとき、又は電子申請により申請がなされたときであって受給資格者証の添付が省略されたときは、受給資格者証の記録及び記載を不要とする。

また、その後、受給資格者が、再離職等により再就職手当に係る受給資格と同一の受給資格で失業等給付を受給するために来所した場合には、その際に、受給資格者証の記録及び記載を行う。

57201－57250 削除

57251－57300 6 再就職手当受給後に倒産、解雇等により再離職した者に係る受給期間の延長の取扱い

57251 (1) 概要

再就職手当の支給を受けた者であって、当該手当の支給を受けた後の最初の離職（新たに受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合における当該資格に係る離職を除く。以下「再離職」という。）の日が当該再就職手当に係る基本手当の受給資格に係る受給期間内にあり、かつ、再離職が倒産等に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの又は解雇その他の厚生労働省令で定める理由により再離職した者について、一定の期間受給期間が延長される（法第 57 条）。

57252 (2) 受給期間の延長対象者

受給期間の延長の対象となる者は、再就職手当の支給を受けた者であって、当該手当の支給を受けた後の再離職の日が受給期間内にあり、次に掲げる理由によって再離職した者（以下「特定就業促進手当受給者」という。）である（法第 57 条第 2 項）。

イ 再離職が倒産等に伴うものである者（則第 85 条の 3）（50305 イ参照）

ロ 再離職が解雇等の理由による者（則第 85 条の 4）（50305 ロ参照）

ハ 再離職の日が平成 21 年 3 月 31 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間にある特定理由離職者（被保険者期間の長短は問わない。）（法附則第 10 条）（50305-2 参照）

57253 (3) 受給期間が延長される期間

受給期間が延長される期間は、次のイの期間がロの期間を超える場合におけるイの期間からロの期間を差し引いた期間とするものとする。

イ 受給資格に係る離職日の翌日から再離職の日までの期間に、次に掲げる期間を加えた期間

(イ) 14 日（則第 85 条の 2）

(ロ) 再就職手当に係る職業に就いた日の前日における支給残日数から再就職手当の支給により基本手当を支給したものとみなされた日数を差し引いた日数

ロ 当該受給資格に係る延長前の受給期間

57254 (4) 離職理由の確認

57252 に掲げる者が、再就職手当に係る基本手当の受給資格に係る受給期間内に再離職した場合には、受給資格者が提出する当該再離職に係る離職票－2 等を用い、原則として 50306 によって離職理由を判定し、特定就業促進手当受給者であるか否かの確認を行うものとする。

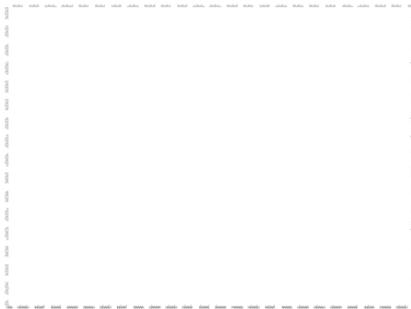
なお、事業主による離職票の交付遅延、離職理由に係る事業主と受給資格者との主張の相違により、離職理由の判定に相当の時間を要することが見込まれる場合は、受給資格者の申立てに基づき、仮に受給期間の延長処理を行って差し支えない。この場合、受給資格者証に「仮延長」等と記載する。

また、離職理由の判定を行うまでの間は、失業の認定のみを行い、基本手当は支給せず、判定後に遡及して支給するものとする。

57255 (5) 支給台帳及び受給資格者証の処理

離職理由を確認し、受給期間が延長される場合には、再就職手当支給申請書の備考欄に必要事項を記載の上、センターに照会することにより、新たな受給期間を支給台帳及び受給資格者証に記録及び記載を行う。

ただし、正当な理由があるとき、又は電子申請により申請がなされたときであって受給資格者証の添付が省略されたときは、受給資格者証の記録及び記載を不要とする。また、その後、受給資格者が、再離職等により再就職手当に係る受給資格と同一の受給資格で失業等給付を受給するために来所した場合には、その際に、受給資格者証の記録及び記載を行う。



交付 平成 年 月 日

> ----- <

就業促進手当支給／不支給決定通知書

平成 年 月 日

殿



さきに貴殿から申請のあった就業促進手当については、審査の結果、下記のとおり支給・不支給とすることを決定しましたので、通知します。

記

手当の種類

支給決定金額 金 円

(この手当は、支給決定日の翌日からおおむね一週間以内に貴殿の口座に振り込まれます。)

> ----- <

不支給とした理由

()

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 労働局雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。

57301—57500 第2 常用就職支度手当

57301—57350 1 概要

57301 (1) 概要

常用就職支度手当は、安定した職業に就いた受給資格者（職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の1未満である者に限る。なお、57351ニの「公共職業訓練等の受講中に就職が内定し、訓練終了後おおむね1か月以内に就職する場合」に該当する場合を除き、延長給付中に職業に就いた者はこれに該当しない。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であって、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（法第45条又は第54条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。）（以下「受給資格者等」という。）であって、身体障害者その他の就職が困難なものとして安定所長が必要と認めたときに、支給される（法第56条の3第1項第2号）。

なお、ここでいう「安定した職業に就いた受給資格者等」とは、1年以上引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就いた受給資格者等であって、常用就職支度手当を支給することが当該受給資格者等の職業の安定に資すると認められるものをいう（則第82条の3第1項）。

57351—57400 2 常用就職支度手当の支給要件

57351 (1) 常用就職支度手当の支給対象者

常用就職支度手当の支給の対象となる者は、受給資格者等であって、次のいずれかに該当するものである（則第82条の3第2項）。

イ 身体障害者（50304ロイ参照）

ロ 知的障害者（50304ロロ参照）

ハ 精神障害者（50304ロハ参照）

ニ 安定した職業について日（以下「就職日」という。）において45歳以上である受給資格者であって、次のいずれかに該当するもの（則第82条の3第2項第1号）

(イ) 雇用対策法第24条第3項又は第25条第1項の規定による認定を受けた再就職援助計画に係る援助対象労働者

この場合、事業主が再就職援助計画の認定を受けた場合に当該再就職援助計画の対象となる援助対象者に交付される「再就職援助計画対象労働者証明書」を支給申請の際に添付させ、これにより確認を行う。

(ロ) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第17条第1項に規定する求職活動支援書若しくは同項の規定の例により、定年又は継続雇用制度がある場合における当該制度の定めるところにより離職することとなっている60歳以上65歳未満の者の希望に基づき当該者について作成された書面（以下「求職活動支援書等」という。）の対象となる者

この場合、当該求職活動支援書等を支給申請の際に添付させ、これにより確認する。

就職日において、45歳未満である受給資格者及び基本手当の支給残日数のない者（公共職業訓練等の受講中に就職が内定し、訓練終了後おおむね1か月以内に就職する場合を除く。）は、これに該当しない。

なお、個別延長給付により延長された給付日数は、支給残日数には含まれないものであるこ

と。

また、「就職日」とは、雇用契約の成立の日を意味するものではなく、雇用関係に入った最初の日（一般的には、当該雇用契約に基づき労働を提供すべきこととされている最初の日）をいう。

ホ 季節的に雇用されていた特例受給資格者であって、通年雇用安定給付金の支給対象となる指定地域内に所在する事業所の事業主に通年雇用される者

ヘ 日雇受給資格者であって、日雇労働被保険者として就労することを常態としていた者であって、就職日において45歳以上である者

ト その他次に掲げる就職が困難な者

(イ) 駐留軍関係離職者等臨時措置法第10条の2第1項又は第2項の認定を受けている者

(ロ) 沖縄振興特別措置法第78条第1項の規定による沖縄失業者求職手帳（同法の規定により効力を有しているものに限る。）を所持している者

(ハ) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第16条第1項若しくは第2項又は本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令第1条の規定による一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳（同法の規定により効力を有しているものに限る。）を所持している者

(ニ) 更生保護法第48条又は売春防止法第26条第1項の規定により保護観察に付された者及び更生保護法第85条第1項各号に掲げる者であって、その者の職業あっせんに関し保護観察所長から安定所長に連絡があった者

(ホ) アイヌ地区住民

(ヘ) その他教育・就労環境等により安定所長が、就職が著しく困難であると認める者であって、35歳以上のもの

(ト) 安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって、就職日において40歳未満であるもの（就職日が平成21年3月31日から平成26年3月31日までの間である者に限る。）

（則附則第3条）

なお、「安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者」には、一般被保険者として同一の事業主に引き続き5年以上雇用されたことがない者が該当する。

ただし、同一の事業主に5年以上雇用されていたとしても、期間の定めのある労働契約により雇用されていた者や被保険者として雇用されていた事業所を3回以上離職している者は支給対象となる。

なお、在籍出向や移籍出向により就業する事業所が異なっていたとしても、同一事業主の下において、引き続き5年以上雇用された者は同一の事業主に引き続き5年以上雇用されたことになる。

57352 (2) 常用就職支度手当の支給要件

イ 常用就職支度手当は 57351 に該当する受給資格者等が次のすべてに該当する場合に支給する（則第 82 条第 2 項及び則第 82 条の 3 第 1 項）。

(イ) 安定所又は職業紹介事業者の紹介により 1 年以上引き続いて雇用されることが確実であると認められる職業に就いたこと。

なお、受給資格者等である夜間学生が、職業安定法第 27 条の規定に基づき学校の長の紹介により就職した場合は、安定所の紹介により就職したものとして取り扱う。

(ロ) 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。

(ハ) 待期が経過した後職業に就いたこと。

(ニ) 給付制限期間が経過した後職業に就いたこと。

(ホ) その他常用就職支度手当を支給することがその者の職業の安定に資すると認められるものであること。

この基準を満たすためには、次に該当することを要する。

適用事業の事業主に雇用され、被保険者資格を取得した者であること（20303 のトに該当する者を含む。）

就職日において 65 歳以上である者については、その者を 65 歳未満であることとした場合に被保険者資格を取得する者も、この基準を満たすものとして取り扱う。

ロ 常用就職支度手当は、57351 に該当する受給資格者等が、57352 のイに該当する場合であっても、次のいずれかに該当するときは、支給しない。

(イ) 常用就職支度手当の支給を請求した受給資格者等が、常用就職支度手当の支給の要否に関する調査を行う際、既に当該事業所を離職している場合。ただし、離職理由が事業主の都合により解雇（事業主の希望により解雇の形式をとった場合を含む。）の場合はもちろん、次に掲げる理由により調査時までに離職している場合であって、その離職がやむを得ないものであると認められるときは、この限りではない。

a 採用条件と実際の労働条件が相違していること。

b 労働条件が明らかに法令に違反していること。

c 賃金が同一地域における同種の業務において同職種、同程度の経験年数、同程度の技能、同年輩の者が受ける標準賃金と比較して、著しく低いこと。

d 賃金の不払、遅払があったこと。

e 労働時間その他の労働条件が、その地域の同種の業務における労働条件と比べて均衡を欠いていること。

f 労働者が労働能力からみて、業務遂行が困難となるような職種への配置転換命令、通勤困難となる地域への転勤命令、夜間通学が困難となるような労働時間の変更等労働者の肉体的、精神的な能力又はその者の生活環境からみて雇用関係を継続することが困難となるような労働条件の変更を命ぜられたこと。

g 上役、同僚等から故意に排斥され又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたこと。

h 体力の不足、身体の障害、負傷、視力の減退、聴力の減退等によって雇用関係を継続することが困難となったこと。

i 扶養すべき家族と別居して生活していた者がその別居生活を続けることが困難となったこと、住居の変更（公営住宅の当選等）により通勤困難となったこと等家庭の事情の急変が

あったこと。

- j 運輸機関の廃止、運行時間の変更等交通事情の変化により、通勤困難となったこと。
- k 法令違反の事業等事業内容が公共の福祉に反すること。

- (ロ) 就職日前 3 年以内の就職について再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けたことがある場合

ただし、平成 21 年 12 月 31 日以前の船員保険法による再就職手当の支給は、上記(ロ)の「再就職手当又は常用就職支度手当の支給」に該当しないものとして取り扱う。

この場合、過去 3 年間に再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けたことがあるかどうかについて、必ずセンターにその旨の照会を行う。なお、過去 3 年以内の就職について再就職手当又は常用就職支度手当を不正に受給した場合であって、当該不正に受給した再就職手当又は常用就職支度手当の返還を命ぜられたことにより、その返還を行った場合には該当しないものとして取り扱う。

- (ハ) 偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付を受け、又は受けようとした場合
(53201～53300 参照)

なお、宥恕により基本手当の全部又は一部が支給されることとなり、常用就職支度手当の支給要件に該当することとなった場合には、その常用就職支度手当の全部を支給することとして差し支えない（53205 ハ参照）。

- (ニ) 再就職手当の支給要件を満たしていない場合の取扱い

再就職手当の支給申請を行っている者が調査を行う際に当該再就職先事業所をやむを得ない理由（57352 ロ(イ)ただし書参照）により離職している場合において、57052 イ(イ)の要件を満たしていないため不該当又は雇用契約期間が 1 年の職業に就いたことによる 57052 イ(ロ)の要件を満たしていないための不該当としたときには、再就職先事業所の離職に係る要件以外の常用就職支度手当の支給要件を満たしている限りにおいて、57352 ロ(イ)を適用し、常用就職支度手当を支給して差し支えない。

57401—57450 3 常用就職支度手当の額

57401 (1) 常用就職支度手当の額

常用就職支度手当の額は、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に90（当該受給資格者（受給資格に基づく所定給付日数が270日以上である者を除く。）に係る支給残日数が90日未満である場合には、支給残日数に相当する数（その数が45を下回る場合にあっては、45））に10分の4を乗じて得た数を乗じて得た額である（法第56条の3第3項第3号、則第83条の2）。

イ 受給資格者

基本手当日額（その金額が法第16条第1項に規定する11,770円（平成23年8月1日現在。その額が法第18条の規定により変更されたときは、その変更された額）に100分の50を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額（=5,885円）

ロ 特例受給資格者

その者を基本手当の受給資格者とみなして法第16条から法第18条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される法第16条第1項（同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する11,770円（平成23年8月1日現在。その額が法第18条の規定により変更されたときは、その変更された額）に100分の50を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額（=5,885円）

ハ 日雇受給資格者

法第48条又は法第54条第2号の規定による日雇労働求職者給付金の日額

なお、受給資格又は特例受給資格に係る離職の日において60歳以上65歳未満の受給資格者又は特例受給資格者に係る基本手当日額の上限額の適用については、「11,770円（平成23年8月1日現在。その額が法第18条の規定により変更されたときは、その変更された額）」とあるのは「10,600円」、「100分の50」とあるのは「100分の45」となる。

また、常用就職支度手当の額の計算に当たり、支給残日数の判断は、就職日の前日までの期間の失業の認定を行った上で行うこととする。

57451-57500 4 常用就職支度手当の支給要領

57451 (1) 支給の手続

イ 常用就職支度手当支給申請書の提出

(i) 支給申請書の提出

常用就職支度手当の支給を受けようとする受給資格者等は、就職日の翌日から起算して1か月以内に、常用就職支度手当支給申請書（則様式第29号の3）に次の(ii)に掲げる書類を添えて管轄安定所長（日雇受給資格者にあつては、当該就職に係る事業所の所在地を管轄する安定所長）に提出しなければならない（則第84条第1項）。

なお、常用就職支度手当支給申請書を受理した場合は、受給資格者証、特例受給資格者証又は日雇労働被保険者手帳（以下「受給資格者証等」という。）の「処理状況」欄に申請書受理年月日及び「申請書受理」と記載する。

このとき、申請者に対しては、申請書が受理されたことをもってただちに支給されるものではなく、一定期間をかけた調査の後支給の可否を決定するものであることを説明する。

ただし、天災その他常用就職支度手当支給申請書を提出しなかったことについてやむを得ない理由（交通途絶、事業主の証明事務の遅滞、再就職手当の不支給処分等申請者の責めに帰すことができない理由）があるときは、就職日の翌日から起算して1か月を経過した後であっても受理することができる。この場合には、その理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内に当該申請書を提出しなければならない（則第84条第2項）。

また、上記の申請の期限の日が行政機関の休日に当たる場合には、50273のイのまた書きに準ずる。

支給申請書の提出は、原則として本人が安定所に出頭した上で行うこととするが、本人が出頭できない事情がある場合には、代理人による提出（この場合は、委任状が必要である。）、郵送による提出によっても差し支えない（郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。）。

(ii) 支給申請書の添付書類（則第84条第1項及び第3項）

a 受給資格者証等

b 支給申請者が就職日において45歳以上である受給資格者の場合

57351ニの(i)又は(ii)に掲げる者について、それぞれ(i)又は(ii)に掲げる書類

c 期間に定めがある労働契約を結んで雇用された場合（登録型派遣労働者の場合を含む。）

には、必要に応じて、雇用契約書、雇入通知書、採用証明書、派遣就業に係る証明書

d 天災その他やむを得ない理由により所定期間内に支給申請できなかった場合には、その事実を証明することができる官公署、鉄道の駅長等の証明書又は安定所長が認める者の証明書を添付させる。

ロ 支給安定所

常用就職支度手当の支給は、管轄安定所（日雇受給資格者にあつては、当該就職に係る事業所の所在地を管轄する安定所）において行う（則第84条第1項）。したがって、常用就職支度手当の支給申請後支給決定前に他の安定所管内に住所又は居所を変更したときは、原則として移管の手続をとり、新管轄安定所へ支給申請書等の書類を移送する必要があるが、このような場合であっても、以後就職日まで基本手当の支給を受けず、かつ本人の申出がないときには、事務の混雑を避けるため、移転前の安定所で常用就職支度手当を支給するものとして差し支えない。

支給申請者が、支給決定後他の安定所管内に住所又は居所を変更した場合には、支給決定を行った安定所が隔地払により支給する。なお、常用就職支度手当を支給した安定所が移管の手続をする場合については、51502 参照。

ハ 常用就職支度手当の支給決定

審査係は、常用就職支度手当支給申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査するとともに、適用係に調査の連絡をする。その調査結果の連絡により、就職の事実及び雇用期間等を把握した上、支給決定又は不支給決定を行う。

支給決定を行う場合には、当該申請書に所要の記載を行った上、安定所長の決裁を受ける。この場合、当該申請書の「※処理欄」の「支給番号等」欄には、受給資格者及び特例受給資格者についてはその支給番号を記載し、日雇受給資格者については「日雇」と記載する。また、「支給決定年月日」欄には安定所長の決裁を受けた後、その年月日を記載する。

常用就職支度手当の支給決定を行った場合には、その旨を受給資格者証等に記載した上返付するとともに、下記の様式に準拠した「常用就職支度手当支給決定通知書」により常用就職支度手当の支給日等を通知する。

常用就職支度手当決定通知書は、通常、受給資格者証と同封して郵送することとなるので、常用就職支度手当支給申請書を受理する際に、あらかじめこれらを送付する封筒の表面に、申請者の住所及び宛名を記載させることとして差し支えない。

常用就職支度手当の不支給を決定した場合には、当該申請書欄外に不支給の表示をするとともに申請者に対して文書でその旨通知する。この場合、審査請求ができる旨の教示をしなければならない。

ニ 常用就職支度手当の支給

常用就職支度手当は支給決定をした日の翌日から起算して7日以内に支給する（則第85条）。代理人に対する支払及び隔地払も認められる。代理人に対して支払うときは、代理権を有することについての委任状を提出させるものとする。

ホ 常用就職支度手当の支給を受けた者が再び失業した場合における基本手当の支給

常用就職支度手当の支給を受けて就職した者が再び失業した場合には、所定の受給期間内において基本手当の支給残日数の支給を行うことができる。

57452 (2) 支給台帳及び受給資格者証等の処理

イ 常用就職支度手当を支給した場合は支給台帳及び受給資格者証（特例受給資格者証）にその旨の記録及び記載を行う。

ロ 日雇受給資格者に対して常用就職支度手当を支給した場合には、被保険者台帳にその旨を記録する。なお、この記録は常用就職支度手当支給申請書により所要のデータを入力することにより行うが、同申請書には支給番号のかわりに被保険者番号を記入する。日雇労働被保険者手帳の日雇労働求職者給付金支給台帳の「認定給付の記録」欄を使用し、常用就職支度手当の支給を行った旨、支給決定を行った年月日、支給額及び支給日を記載し、取扱者印を押印して安定所名を付記するとともに、適宜の様式により領収書を徴する。なお、当該領収書は年度別に一括し保管する。

常用就職支度手当支給申請書

※標準種別 <input type="checkbox"/> 110 日雇 <input type="checkbox"/> 210 一般		
1. 支給番号	2. 未支給区分	3. 番号複数取得チェック不要
<input type="text"/>	<input type="text"/> (空欄 未支給以外) 1 未支給	<input type="text"/> (チェック・リストが出力されたが、調査の結果、同一人でなかった場合に「1」を記入すること。)
4. 被保険者番号 (日雇の場合にのみ記入すること。)	5. 就職年月日	
<input type="text"/>	<input type="text"/> 元号 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
6. 不支給理由	対象者区分	
<input type="checkbox"/> 1 待遇未経過 <input type="checkbox"/> 2 手当等履歴有 <input type="checkbox"/> 3 早期支度履歴有	<input type="checkbox"/> 4 安定就業不該当 <input type="checkbox"/> 5 離職前事業主 <input type="checkbox"/> 6 安定要件不認定	
7. 姓 (漢字)		8. 名 (漢字)
<input type="text"/>		<input type="text"/>
9. 郵便番号	10. 電話番号 (項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。)	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	
11. 申請者の住所 (漢字) 市・区・郡及び町村名		番号
<input type="text"/>		<input type="text"/>
申請者の住所 (漢字) 丁目・番地		
<input type="text"/>		
申請者の住所 (漢字) アパート、マンション名等		
<input type="text"/>		
事業主の証明	12. 就職先の事業所 名称 <input type="text"/> (雇用保険) 事業所番号 <input type="text"/> 所在地 <input type="text"/> (電話番号 <input type="text"/>) 事業の種類 <input type="text"/>	
	13. 雇入年月日	14. 採用内定年月日
	15. 職種 <input type="text"/> 16. 一週間の所定労働時間 <input type="text"/> 時間 <input type="text"/> 分 17. 賃金月額 <input type="text"/> 万 <input type="text"/> 千円 18. 雇用期間 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日まで イ 定めなし ロ 定めあり	
	19. 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 事業主氏名 <input type="text"/> 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)	
20. 上記13欄の日前3年間における就職についての再就職手当又は常用就職支度手当の支給の有無 イ 再就職手当又は常用就職支度手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当又は常用就職支度手当のいずれも受給したことがない。		
雇用保険法施行規則第84条第1項の規定により、上記のとおり常用就職支度手当の支給を申請します。 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 申請者氏名 <input type="text"/> 印 公共職業安定所長 地方運輸局長 殿		
備考	<input type="text"/>	
※ 処理欄	支給金額	円 支給決定年月日 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
※	所属長	次長 課長 係長 係 操作者

(記載もれないよう御注意ください。)



交付 平成 年 月 日



就業促進手当支給／不支給決定通知書

平成 年 月 日

殿



さきに貴殿から申請のあった就業促進手当については、審査の結果、下記のとおり支給・不支給とすることを決定しましたので、通知します。

記

手当の種類
支給決定金額 金 円

(この手当は、支給決定日の翌日からおおむね一週間以内に貴殿の口座に振り込まれます。)



不支給とした理由



なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 労働局雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。

57501—57900 II 就業促進手当以外の就職促進給付

57501—57700 第1 移転費

57501—57550 1 概要

57501 (1) 概要

移転費は、受給資格者等が安定所の紹介した職業に就くため、又は安定所長の指示した公共職業訓練等（特定公共職業訓練等を除く。57551～57700において同じ（則様式第30号及び第31号を除く。））を受けるため、その住所又は居所を変更する場合であつて、安定所長が必要があると認めるときに支給される（法第58条第1項）。

57551—57600 2 移転費の支給要件

57551 (1) 移転費の支給要件

イ 移転費は、受給資格者等が安定所の紹介した職業に就くため、又は安定所長の指示した訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合であつて、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するときに支給する（則第86条）。

(イ) 待期又は給付制限の期間が経過した後に就職し、又は訓練等を受けることとなった場合であつて、管轄安定所長（日雇受給資格者にあつては、当該就職に係る紹介又は当該訓練等の受講指示を行った安定所長）が住所又は居所の変更を必要と認めるとき。

次のいずれかに該当する場合には住所又は居所を変更する必要があると認められるものとして取り扱う。

- a 通常の交通機関を利用し、又は通常の交通の用具を使用して通勤（所）するための往復所要時間がおおむね4時間以上であるとき。
- b 交通機関の始（終）発等の便が悪く、通勤（所）に著しい障害を与えるとき。
- c 就職先の事業所又は訓練等を受講する訓練施設の特殊性又は事業主の要求によって移転を余儀なくされるとき。

また、「待期又は給付制限の期間が経過した後に就職し、又は公共職業訓練等を受けることとなった場合」とは、当該期間経過後に就職し、又は公共職業訓練等の受講を開始した場合をいう。なお、基本手当の支給終了前に就職することが決定（内定を含む。）し、又は公共職業訓練等の指示を受け、支給終了後に移転する場合であっても、この場合に該当する。

(ロ) 当該就職又は公共職業訓練等の受講について、就職準備金その他移転に要する費用（以下「就職支度費」という。）が就職先の事業主、公共職業訓練等の施設の長その他の者（以下「就職先の事業主等」という。）から支給されないとき、又はその支給額が移転費の額に満たないとき。

なお、就職支度費の全額又は一部を就職先の事業主等が貸与し、一定期間以上在籍すれば返済しなくてもよいこととされている場合には、貸与の時点において就職支度費が支給されたものとして一応処理し、後日貸与額を返済することとなったときは、当初から就職支度費が支給されなかったものとして改めて処理する。

ロ 移転費は、イの(イ)及び(ロ)に該当する場合であっても、次のいずれかに該当するときは、支給しない（則第86条）。なお、偽りその他不正の行為により、求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとした場合にも支給されないが、宥恕により基本手当の全部又は一部が支給されることとなり、移転費の支給要件に該当することとなった場合には、その移転費の全部を支給

することとして差し支えない（53205ハ参照）。

(イ) その者の雇用期間が1年未満である場合

(ロ) その他特別の事情がある場合

具体的には、次のa又はbに該当する場合をいう。

a 循環的解雇者、出稼労働者等循環的に雇用されることが慣行となっている者が、離職前と同様の状態で再雇用された場合

(a) 「循環的解雇者」という場合の循環の周期は、特に1年と限られるものではないが、通常は毎年循環的に離職、再雇用を繰り返すものと考えて差し支えない。

(b) 「離職前と同様の状態」とは、雇用の慣行が循環的である状態を指すものであるが、離職前と同様の職種に同様の雇用条件で再雇用された場合には通常はこれに該当する。

(c) A業からB業へ、B業からA業へという循環的雇用を繰り返している場合には、移転費は支給しない。

b 移転費の支給処分を取り消し、即支給金額の返還を請求した場合において、当該即支給金額の全額が返還されていないとき

57552 (2) 削除

57601—57650 3 移転費の額の決定

57601 (1) 概要

イ 移転費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、移転料及び着後手当の6種であつて（則第87条第1項）、着後手当を除く他の5種については、受給資格者等及びその者が随伴する親族について移転費の支給を受けることのできる者の旧居住地から新居住地までについて、通常の経路に従つて計算した額を支給する（則第87条第2項）。

ロ この場合、親族とは、受給資格者等の収入によって生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）である。したがつて、必ずしも同一の戸籍にあることを要せず、また受給資格者等により生計を維持されている同居の親族でなければならないから、受給資格者等と別居している者については支給されない。しかし、受給資格者等が公共職業訓練等受講のため、生計を維持していた同居の親族とやむなく別居していた場合であつて、その後も継続して生計を維持していた者についても移転費を支給して差し支えない。

ハ 親族の移転費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃）の計算は、当該移転直前の親族の居住地から新居住地までの順路によつて行ふ。親族であつても受給資格者等が随伴するものでなければならないから、移転費の支給を受ける者が、住宅事情あるいは移転のための家事整理等の都合によつて、家族の移転が受給資格者等よりも若干遅れるようなやむを得ない理由以外は、その者がいったん単独で移転し、就職後又は公共職業訓練等の受講開始後親族を呼び寄せる場合には、親族についての鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃は支給しない。また、親族の移転が遅れたことにより、受給資格者らの最初の移転地（以下「A地」という。）と親族の移転地（以下「B地」という。）が異なるときは、当該受給資格者等の新居住地がB地であり、かつ、受給資格者等がその親族を随伴すると認められる場合に限り、当該受給資格者等及び随伴する親族について、旧居住地から

順路により計算したB地までの移転費を支給する。

なお、この場合既に受給資格者等についてA地までの移転費が支給されている場合（受給資格者等の新居住地はB地であるから、A地を新居住地として移転費を支給したのは、結果的に過誤処理であったことになる。）には、上記により再計算の上処理する。

また、随伴する親族であるかどうかの判断に当たっては、単に求人条件のみにとらわれることなく（社宅事情等のため単身赴任を条件とすることがある。）移転就職にかかる諸般の事情を総合的に勘案し判断する。

57602 (2) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃

イ 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃は、移転費の支給を受けることのできる者及びその者が随伴する親族に対して支給する。

ロ 鉄道賃は、普通旅客運賃相当額とし、次の(i)又は(ii)に該当する場合は、当該普通旅客運賃相当額に(i)又は(ii)に定める額を加えた額である（則第 88 条第 1 項）。

(i) 普通急行列車を運行する線路による場合（その線路ごとに、その線路の距離が 50 キロメートル以上（その線路が特別急行列車を運行する線路である場合には、50 キロメートル以上 100 キロメートル未満）である場合に限る。）は、当該線路ごとの普通急行料金相当額

(ii) 特別急行列車を運行する線路による場合（その線路ごとに、その線路の距離が 100 キロメートル以上である場合に限る。）は、当該線路ごとの特別急行料金相当額

ハ 船賃は、2 等運賃相当額（鉄道連絡路線にあっては、普通旅客運賃相当額）である（則第 88 条第 2 項）。

ニ 航空賃は、現に支払った旅客運賃による（則第 88 条第 3 項）。

ただし、航空賃は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）に係る運用に準じ、移転区間及び移転に係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法によるものと事前に認められる場合に限り支給するものとする。

なお、旅客運賃について、割引料金が利用できる場合は割引料金を利用するよう指導すること。

また、旅客運賃に付加して支払う特別席料金等については、旅客運賃ではないため、支給の対象とはならない。

ホ 車賃は、鉄道軌道のない区間について、通算して 1 キロメートルにつき 37 円として計算した額である（則第 88 条第 4 項）。

なお、鉄道軌道のない区間の計算に当たっては、当該区間を通算し、その結果 1 キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて計算する。

ヘ 受給資格者等及びその者が随伴する親族が就職先の事業主等が所有する自動車等を利用して住所又は居所を変更する場合にあつては、イからホまでにかかわらず、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃について、受給資格者等及びその者が随伴する親族が支払った費用に基づき算定した額（以下「実費相当額」という。）を支給する。ただし、実費相当額イからホまでの規定によって計算した額を超えるときは、当該計算額を上限とする。

57603 (3) 移転料

イ 移転料は、移転費の支給を受ける者が親族を随伴する場合（親族が受給資格者等とともに、新居住地まで旅行した場合であっても、新居住地において同居を継続しないときは、「親族を随伴する場合」に該当しないことは当然である。）は、その親族数の多寡にかかわらず、その旧居住地から移転すべき新居住地までの距離に従って、次の表に定める額の全額を支給し、親族を随伴しないで単独で移転する場合（独身者が移転する場合を含む。）は、その額の2分の1に相当する額を支給する（則第89条第1項）。

鉄道賃の額の計算の基礎となる距離 (単位キロメートル)	50未満	50以上 100未満	100以上 300未満	300以上 500未満	500以上 1000未満	1000以上 1500未満	1500以上 2000未満	2000以上
移転料額 (単位 円)	93,000	107,000	132,000	163,000	216,000	227,000	243,000	282,000

ロ 船賃又は車賃の支給を受ける受給資格者等については、当該船賃又は車賃の額の計算の基礎となる距離の4倍に相当する距離を鉄道賃の額の計算の基礎となる距離に含める。

ハ 公共職業訓練等受講者が、当該受講のため別居していた親族を随伴して移転する場合の移転料の計算は、当該移転前の受給資格者等の居住地（寄宿している者については寄宿地）から就職先の新居住地までの距離に従って行う。この場合、親族の居住地から就職先の居住地までの距離が、当該受給資格者等の居住地（寄宿地）から就職先の居住地までの距離に比べて長い場合であっても、当該受給資格者等の居住地（寄宿地）を起算地にして、距離の計算を行う。

ニ 夫婦の両者が受給資格者等であり、両者とも安定所の紹介による移転就職又は安定所長の指示による公共職業訓練等受講のため移転する場合であって、その夫婦が夫婦以外の親族を随伴するときは、夫婦のいずれかの一方が夫婦以外の親族を随伴するものとして、その者にイの表に定める額の移転料を支給し、他方は親族を随伴しない単独赴任として、イの表に定める額の2分の1の額の移転料を支給する。

57604 (4) 着後手当

着後手当は、移転費としての支給要件に該当する限り鉄道賃等とともに支給する。

着後手当の額は、親族を随伴する場合は38,000円、親族を随伴しないで単独で移転する場合（独身者が移転する場合を含む。）は19,000円である（則第90条）。

57605 (5) 親族の移転が遅れる場合の移転費の支給

親族の移転が、住宅事情、移転のための家事整理、親族の傷病、子弟の転校等社会通念上やむを得ない理由のため受給資格者等より若干遅れるような場合であっても、その遅延の理由が解消した後遅滞なく移転するものであるときは、親族に対する移転費を支給することができる。

57606 (6) 就職支度費が支給される場合

就職先の事業主等から就職支度費が支給されて、しかもその支給額が則第 87 条から第 90 条までによって計算された移転費の支給額より少ない場合は、その差額を移転費として支給する（則第 91 条第 1 項）。

57651—57700 4 移転費の支給要領

57651 (1) 概要

移転費は、その支給を受ける者に対して、管轄安定所（日雇受給資格者にあつては、紹介安定所若しくは就職先の事業所の所在地を管轄する安定所又は公共職業訓練等受講指示安定所若しくは公共職業訓練施設等の所在地を管轄する安定所。以下同じ。）において支給する。したがって、移転費の支給申請後支給決定前に他の安定所管内に住所又は居所を変更したときは、速やかに移管の手続をとり、新管轄安定所へ当該申請書を移送する。この場合は、移管元安定所は当該申請書に受付日及び申請者が移管元安定所の紹介による就職であるか否か等移管先安定所の支給の参考となるべき事項を記載し、移管先安定所に連絡するものとする。なお、かかる場合であっても、このような事務の混雑を避けるため、本人から申出のないときは、移転前の安定所において移転費を支給して差し支えない。

移転費の支給を受けようとする者は、移転費支給申請書（則様式第 30 号）に受給資格者証等を添えて移転の日の翌日から起算して 1 か月を経過する日（57605 に該当する親族についての移転費の支給申請書については、その親族の移転の翌日から 1 か月を経過する日）までに管轄安定所長に提出し、かつ、移転の際親族を随伴する場合は、その親族がその者の収入によって生計を維持されている同居の親族であることを証明することができる書類、例えば市町村長の証明書等をこれに添付しなければならない。

また、航空賃を支給申請する場合は、移転費支給申請書に領収書等の現に支払った額が確認できる書類を添付させるものとする。

ただし、天災その他移転費支給申請書を提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、移転の日の翌日から起算して 1 か月を経過した後であってもこれを受理することができる。この場合には、その事実を証明することができる官公署、鉄道の駅長等の証明書又は安定所長が認める者の証明書を添えて、当該理由がやんだ日の翌日から起算して 7 日以内に当該申請書を提出しなければならない（申請の期限の日が行政機関の休日に当たる場合には、50273 のイのまた書きに準ずる。）。

支給申請書の提出は、原則として本人が安定所に出頭した上で行うこととするが、本人が出頭できない事情がある場合には、代理人による提出（この場合は、委任状が必要である。）、郵送による提出によっても差し支えない（郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。）。

また、就職先の事業主等が所有する自動車等を使用して住所又は居所を変更するときは、同申請書を提出する際に、負担した実費相当額を管轄安定所長に届け出なければならない（則第 92 条第 3 項第 1 号）。

さらに、就職先の事業主等から就職支度費が支給されるときは、移転費支給申請書を提出する際に、その金額を管轄安定所長に届け出なければならない（則第 92 条第 3 項第 2 号）。

受給資格者等が他の安定所に求職の申込みを行い、当該安定所の職業の紹介により移転を要する

に至った場合は、当該安定所長は、その旨を管轄安定所に通報し、通報を受けた管轄安定所長がその者の移転を必要と認めるときに、移転費を支給する。

親族の移転が遅れたことにより、受給資格者等の最初の移転地と親族の移転地が異なる場合は、親族についての移転費は、親族の移転地を管轄する安定所で移管の手続により支給する（57601ハ参照）。

57652 (2) 支給の手続

イ 審査係は、移転費支給申請書の提出を受けたときは、口頭又は文書によって申請者にその移転理由を申告させ、57551のイの(イ)（同イにより支給しないこととする場合を除く。）に該当する場合は、安定所長の決裁を受けた上、移転費支給決定書（則様式第31号）を作成する。なお、移転費支給申請書及び移転費支給決定書の「支給番号等」欄の記載については、57451のニを参照。

「雇用期間」の欄には、雇入年月日、雇用形態及び雇用予定期間を記載する。「支給決定年月日」欄の記載については、57451のニ参照。

ロ 審査係は、受給資格者等に移転費を支給するときは、移転費支給決定書及び移転証明書（則様式第32号）を交付するとともに受給資格者等に対して、次の事項を指示する。

なお、公共職業訓練等を受講するため移転する者については、移転証明書の提出は必要ない。

(イ) 受給資格者等は、移転後直ちに移転費支給決定書及び移転証明書用紙を就職先の事業主に提出すること。

(ロ) 就職先の事業主は、移転費支給決定書と同時に提出された移転証明書用紙に事業所が記載すべき項目について記載した上、記名押印し、移転費を支給した安定所に返送すべきものであることを説明すること。なお、移転費支給決定書は移転証明書を安定所に返送した後本人に返付する。

(ハ) 移転費の支給を受けた者が、移転費の支給を受けた後、紹介された職業に就かなかった場合、又は安定所長の指示した公共職業訓練等を受けなかった場合又は就職し、若しくは公共職業訓練等を受講しても住所を移転しなかった場合は、その事実が確定した日の翌日から起算して10日以内にその事実を届け出るとともに、その支給を受けた移転費に相当する額を返還する義務がある。

57653 (3) 支給後の事務処理等

イ 移転費の支給を受けた受給資格者等が、紹介された職業に就かなかった場合、安定所長の指示した公共職業訓練等を受けなかった場合又は移転しなかった場合には、支給した移転費を返還させる。

ロ イによって移転費を返還させる場合又は支給すべき額を超えて移転費を支給したときにおいてその超える部分の額を返還させる場合は、過誤払金の回収の手續に準じてこれを行う。

ハ 支給した移転費の回収を必要としない場合は、事業主から送付を受けた移転証明書に関係書類を添付し、一括編綴して保管する。

ニ 就職後解雇されたときは、移転費の返還を要しないが、採用決定後、事業主のやむを得ない事情により採用が取り消され、事実上の解雇と認められる場合も返還を要しない。

57654 (4) 支給台帳及び受給資格者証等の処理

イ 移転費を支給した場合の支給台帳及び受給資格者証（特例受給資格者証）の処理については、センター要領参照。

ロ 日雇受給資格者に対して移転費を支給した場合には、日雇労働被保険者手帳の日雇労働求職者給付金支給台帳の「認定給付の記録」欄を使用し、移転費の支給を行った旨、支給決定を行った年月日、支給額（種類別内訳）及び支給日を記載し、取扱者印を押印して安定所名を付記するとともに、適宜の様式により領収書を徴する。なお、当該領収書は年度別に一括し保管する。

移転費支給申請書

※ 帳票種別

1	1	2	1	1
---	---	---	---	---

1. 支給番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2. 未支給区分
 (空欄 未支給以外)
 (未支給)

3. 移転区分 支給金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

移転区分
 (1) 就職移転
 (2) 訓練移転

1 申 請 者	氏 名										
	移転前の住所又は居所										
	移転後の住所又は居所										
2	就職先の事業所又は受調する公共職業訓練等の施設	名 称									
		所在地									
3	就職決定年月日又は受調指示年月日	平成 年 月 日	4	訓練受講期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで						
	5 移転開始予定年月日	平成 年 月 日		6	乗車(船)の場所(出発空港)	7 下車(船)の場所(到着空港)					
8	移転する者の氏名(生年月日)	9 続柄	※ 鉄 道 賃		※ 船 賃		※ 航空賃		※ 車 賃		※ 計
			距離運賃	急行料金	計	距離運賃	距離運賃	距離運賃	距離運賃		
家 族	本 人 (年 月 日生)	※自動車	円	円	円	※自動車	円	※自動車	円	※自動車	円
	(年 月 日生)										
	(年 月 日生)										
	(年 月 日生)										
	(年 月 日生)										
※ 合 計			円	円	円		円	円	円	円	円
雇用保険法施行規則第92条第1項の規定により上記のとおり移転費の支給を申請します。 平成 年 月 日 公共職業安定所長 申請者氏名 印 地方運輸局長 殿											

※ 給 理 欄	支給番号等	運賃等の合計										円
	雇用期間	移転料	距離	※自動車		支給額						円
	支給決定年月日	平成 年 月 日	着 後 手 当									円
備 考			就職先の事業主等から支給される就職支援費の額									円
			就職先の事業主等が所有する自動車等を利用して負担した実費負担額									円
			差 引 支 給 額									円
	所屬長		次 長		課 長		係 長		係		操作者	

注 意

- 1 この申請書は、**移転の日の翌日から起算して1箇月以内に**、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないこと。
- 2 この申請書には、**受給資格者証、特例受給資格者証又は日雇労働被保険者手帳**を添えること。
- 3 就職するために移転する場合には、4欄は記載しないこと。
- 4 5欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
- 5 8の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
- 6 8欄の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

移転費支給決定書

申請者	氏名		支給番号等				
	移転前の住所 又は居所						
	移転後の住所 又は居所						
就職先の事業所	名称						
	所在地						
就職決定年月日	平成 年 月 日	雇用期間					
受講する公共職業訓練等の施設	名称						
	所在地						
受講指示年月日	平成 年 月 日	受講開始年月日	平成 年 月 日	受講終了年月日	平成 年 月 日		
移転費の額	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	移転料	着後手当	合計
	円	円	円	円	円	円	円
		就職先の事業主等から支給される就職支度費の額				円	
		就職先の事業主等が所有する自動車等を利用して負担した実費相当額				円	
		差引支給額				円	
<p>雇用保険法第58条第1項の規定により上記のとおり移転費を支給する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>公共職業安定所又は 地方運輸局の所在地</p> <p>公共職業安定所又は 地方運輸局の長名</p> <p style="text-align: right;">印</p>							

注意

- 1 移転費の支給を受けた者は、就職先の事業所に出席したときは、速やかにこの決定書とその事業所の事業主に提出すること。
- 2 移転費の支給を受けた者は、紹介された職業に就かなかったとき、若しくは指示された公共職業訓練等の受講を開始しなかったとき、又は移転しなかったときは、その事実が確定した日の翌日から起算して10日以内に、移転費を支給した公共職業安定所又は地方運輸局の長にその旨を届け出るとともに、その支給を受けた移転費に相当する額を返還しなければならないこと。
- 3 この移転費の支給に関する処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる。

移 転 証 明 書

1. 移転した者	氏 名		※ 支給番号等	
	移転後の住所 又は居所			
2. 就職した事業所	名 称			
	所 在 地			
3. 雇入年月日	平成 年 月 日	4. 雇用形態	常用・臨時・日雇	5. 雇用期間
6. 支給した就職支度費の額		円	7. 備 考	
<p>雇用保険法施行規則第94条第2項の規定により上記のとおり移転し、就職したことを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>公共職業安定所長 地方運輸局長 殿</p> <p style="text-align: right;">事業主氏名 印</p>				

注 意

- 1 この証明書は、移転した者から移転費支給決定書の提出を受けたときに作成し、速やかに移転費を支給した公共職業安定所又は地方運輸局長に送付すること。
- 2 3欄には、実際に就労した最初の日を記載すること。
- 3 4欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 4 5欄には、日雇、臨時工等雇用契約の期間が短いものにあつては、その者の実際の就業期間を記載すること。
- 5 6欄には、移転した者に事業主が支給した移転に要する費用のすべてを記載すること。
- 6 この証明書の記載事項と移転費支給決定書の記載事項とが異なる場合には、その理由をできるだけ詳細に7欄に記載すること。
- 7 事業主の氏名欄には、事業主が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 8 ※印欄には、記載しないこと。

57701—57900 第2 広域求職活動費

57701—57750 1 概要

57701 (1) 概要

広域求職活動費は、受給資格者等が安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合であって、安定所長が必要があると認めるときに、支給される（法第59条第1項）。

57751—57800 2 広域求職活動費の支給要件

57751 (1) 広域求職活動費の支給対象者

イ 広域求職活動費の対象となる者は、安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動（以下「広域求職活動」という。）を行う受給資格者等であって、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するものである。

なお、「広範囲の地域にわたる求職活動」とは、安定所の紹介により受給資格者等が管轄安定所（則第54条の規定に基づき、失業の認定及び基本手当の支給が委嘱された場合は、当該委嘱を受けた安定所とする。）の管轄区域外に所在する求人者の事業所を訪問し、当該事業所へ就職するか否かを決定するために、求人者に面接したり、事業所の状況を実見したりすることをいう。

(イ) 紹介された求人が、当該受給資格者等に相当と認められる管轄区域外に所在する求人者の事業所に係る常用求人）であること。

(ロ) 57801の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の計算の基礎となる距離が鉄道300キロメートル（水路及び陸路は4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。）以上であること。

ロ 広域求職活動の指示は、管轄安定所が次の様式に準拠した広域求職活動指示書を交付することにより行う。ただし、57852のロの広域求職活動面接証明書の欄外に訪問すべき年月日及び訪問先の事業主名を記載したものを交付し、広域求職活動指示書の交付は省略しても差し支えない。

ハ 求人者の事業所を訪問すべき日の指定は、「例えば○月○日までの間」のように行う。

広域求職活動指示書	
氏 名	殿
訪問すべき事業所の所在地及び名称	訪問すべき年月日
上記のとおり広域求職活動を行うことを指示する。 平成 年 月 日 <div style="text-align: center;"> 公共職業安定所長名 印 </div>	

57752 (2) 広域求職活動費の支給要件

- イ 広域求職活動費は、57751 に該当する受給資格者等が、安定所の紹介により広域求職活動をする場合であって、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するときに支給する（則第96条）。
- (イ) 待期又は給付制限の期間が経過した後に広域求職活動を開始するとき。
- (ロ) 広域求職活動に要する費用（以下「求職活動費」という。）が訪問先の事業所（以下「訪問事業所」という。）の事業主から支給されないとき、又はその支給額が広域求職活動費の額に満たないとき。
- ロ 広域求職活動費は、イの(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する場合であっても、偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付を受け、又は受けようとした場合には支給されない。なお、宥恕により基本手当の全部又は一部が支給されることとなり、広域求職活動費の支給要件に該当することとなった場合には、その広域求職活動費の全部を支給することとして差し支えない（53205ハ参照）。

57801—57850 3 広域求職活動費の支給額の決定

57801 (1) 概要

広域求職活動費には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の 5 種類があり、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については管轄安定所の所在地から訪問事業所の所在地を管轄する安定所の所在地を経て管轄安定所の所在地に帰着するまでについて、通常の経路に従って計算した額を支給する（則第 97 条）。

57802 (2) 鉄道賃、船賃及び車賃

鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額については、移転費の場合（57602 参照）に準じて計算する（則第 98 条第 1 項）。

57803 (3) 宿泊料

宿泊料は、1 泊 8,700 円（ただし、訪問事業所の所在地を管轄する安定所が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）別表第 1 の地域区分による乙地方に該当する地域に所在する場合は 7,800 円）とし、次の表の左欄に掲げる距離に応じ同表の右欄に掲げる宿泊数を乗じて得た額を支給する。ただし、鉄道賃の額の計算の基礎となる距離が 400 キロメートル未満である場合には、支給しない（則第 98 条第 2 項）。

訪問業者の数 距離（鉄道キロ数）	2 か所以下	3 か所以上
	400 キロメートル以上 800 キロメートル未満	1 泊
800 キロメートル以上 1,200 キロメートル未満	2 泊	3 泊
1,200 キロメートル以上 1,600 キロメートル未満	3 泊	4 泊
1,600 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	4 泊	5 泊
2,000 キロメートル以上	5 泊	6 泊

(注) 船賃又は車賃の支給を受ける受給資格者等については、当該船賃又は車賃の額の計算の基礎となる距離の 4 倍に相当する距離を鉄道賃の額の計算の基礎となる距離に含める。

57804 (4) 広域求職活動の全部又は一部を行わなかった場合

2 以上の求人者の事業所に係る広域求職活動を指示された者が、それらの事業所の一部を訪問して帰着した場合には、実際に訪問した事業所のみに係る広域求職活動を指示されたものとみなして広域求職活動費の再計算を行う。

この場合、指示に係る事業所の一部のみを訪問して帰着したため、57751 のイの(四)に該当しない結

果となっても差し支えない。

57805 (5) 求職活動費が支給される場合

訪問事業所の事業主から求職活動に要する費用が支給される場合においては、その支給額が上記により計算した額に満たないときは、その差額に相当する額を広域求職活動費として支給する（則第98条の2）。

57851—57900 4 広域求職活動費の支給要領

57851 (1) 概要

広域求職活動費は、その支給を受ける者に対して、管轄安定所において支給する。

広域求職活動費の支給を受けようとする者は、広域求職活動費支給申請書（則様式第33号）に支給資格者証等を添えて広域求職活動の指示を受けた日の翌日から起算して10日以内に管轄安定所の長に提出しなければならない。

なお、航空賃を支給申請する場合は、広域求職活動費支給申請書に領収書等の現に支払った額が確認できる書類を添付させるものとする。

ただし、天災その他広域求職活動費支給申請書を提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、指示を受けた日の翌日から起算して10日を経過した後であってもこれを受理することができる。この場合には、その事実を証明することができる官公署、鉄道の駅長等の証明書又は安定所長が認める者の証明書を添えて、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内に当該申請書を提出しなければならない。

支給申請書の提出は、原則として本人が安定所に出頭した上で行うこととするが、本人が出頭することができない事情がある場合には、代理人による提出（この場合は、委任状が必要である。）、郵送による提出によっても差し支えない（郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。）。

また、訪問事業所の事業主から求職活動費が支給されるときは、広域求職活動費支給申請書を提出する際に、その金額を管轄安定所長に届け出なければならない（則第99条第3項）。

上記の申請の期限の日が行政機関の休日に当たる場合には、50273のイのまた書きに準ずる。

なお、広域求職活動費支給申請書の「※処理欄」の「支給番号等」欄及び「支給決定年月日」欄の記載については57451のニを参照。

57852 (2) 支給の手続

イ 審査係は、広域求職活動費支給申請書の提出を受けたときは、申請者が支給要件に該当するかどうかを審査し安定所長の決裁を受けた上、支給決定又は不支給決定を行う。

広域求職活動費の支給決定を行った場合には、その旨を受給資格者証等に記載した上返付するとともに、次の様式に準拠した「広域求職活動費支給決定書」により支給日等を通知する。なお、広域求職活動費支給申請書を受理する際に、あらかじめこれらを送付する封筒の表面に、申請者の住所及び宛名を記載させる。広域求職活動費の不支給を決定した場合には、当該申請書欄外に不支給の表示をするとともに申請者に対して文書でその旨通知する。なお、不服のある場合には、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うに当たっては、あらかじめその旨を記載したゴム印を作成して、これによることとしても差し支えない。

広域求職活動費は、支給決定をした日の翌日から起算して7日以内に支給する（則第100条）。

(日本工業規格A列6)

広域求職活動費支給決定書					
氏名				支給番号	
広域求職活動費の額	鉄道費	船賃	車賃	宿泊料	合計
	円	円	円	円	① 円
		②求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額			円
		③ (①-②) 差引支給額			円
<p>雇用保険法第59条第1項の規定により上記のとおり広域求職活動費を支給するので平成 年 月 日に出頭されたい。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公共職業安定所の所在地</p> <p style="text-align: center;">公共職業安定所長名 印</p>					
<p>注意1 広域求職活動費の支給を受けようとする場合には、この支給決定書を必ず持参すること。</p> <p>2 広域求職活動費を代理人によって受領する場合には、委任状を提出すること。</p> <p>3 広域求職活動費の支給を受けた者は、紹介された広域求職活動の全部又は一部を行わなかったときは、その事実が確定した日の翌日から起算して10日以内に、広域求職活動費を支給した公共職業安定所長にその旨を届け出るとともに、その支給を受けた広域求職活動費の全部又は一部を返還しなければならないこと。</p>					

ロ 受給資格者等に広域求職活動費を支給するときは、次の様式に準拠した「広域求職活動面接証明書」の※印欄に当該指示に係る者の氏名及び安定所名を記載した上、交付する。この場合、受給資格者等に対して次の事項を指示する。

- (イ) 広域求職活動を行った者は、広域求職活動面接証明書に訪問事業所の事業主の証明及び当該事業所を管轄する安定所長の証明を受けた上、当該面接を受け終わった日の翌日から起算して10日（天災その他提出しなかったことについてやむを得ない理由がある場合は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日）以内に管轄安定所に出頭し、当該面接証明書を提出すること。
- (ロ) 指示された広域求職活動の全部又は一部を行わなかった場合及び広域求職活動を行った後住所又は居所に帰着しなかった場合は、その事実が確定した日の翌日から起算して10日以内に広域求職活動費を支給した安定所長にその旨を届け出るとともに、その支給を受けた広域求職活動費の全部又は一部を返還しなければならないこと。

広域求職活動面接証明書				
※ 氏名		※紹介公共職 業安定所名		
面接	年 月 日	平成	年 月 日	
広域求職活動に要する費用の支給の有無		有	無	支給額 円
上記のとおり証明する。				
平成 年 月 日		事業主 氏名		印
平成 年 月 日 上記の者が当所に出頭したことを証明する。				
平成 年 月 日		公共職業安定所長名		印
<p>注意 1 訪問事業所の事業主の証明及び事業所を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた上、面接を受け終わった日の翌日から起算して10日以内に広域求職活動費を支給した公共職業安定所の長に提出すること。</p> <p>2 指示された広域求職活動の全部又は一部を行わなかった場合及び広域求職活動を行った後住所又は居所に帰着しなかった場合は、その事実が確定した日の翌日から起算して10日以内に広域求職活動費を支給した公共職業安定所の長にその旨を届け出るとともに、その支給を受けた広域求職活動費の全部又は一部を返還しなければならないこと。</p> <p>3 ※印欄には、記載しないこと。</p>				

57853 (3) 支給後の事務処理

- イ 広域求職活動費の支給を受けた受給資格者等が、安定所の紹介した広域求職活動の全部若しくは一部を行わなかった場合又は広域求職活動面接証明書を提出しなかった場合は、支給した広域求職活動費を返還させる。紹介された広域求職活動の全部を行わなかった場合及び広域求職活動面接証明書が提出されなかった場合は支給した広域求職活動費の全額を、紹介された広域求職活動の一部を行わなかった場合は支給した広域求職活動費から現に行った広域求職活動について計算した広域求職活動費を減じた額を返還させる（則第101条第1項及び第3項）。
- ロ イにより広域求職活動費を返還させる場合又は支給すべき額を超えて広域求職活動費を支給したときにおいて、その超える部分の額を返還させる場合は、過誤払金の回収の手續に準じてこれを行う。支給した広域求職活動費の回収を必要としない場合は、関係書類を一括編綴して保管する。

57854 (4) 支給台帳及び受給資格者証等の処理

- イ 広域求職活動費を支給した場合の支給台帳及び受給資格者証（特例受給資格者証）の処理については、センター要領参照。
- ロ 日雇受給資格者に対して広域求職活動費を支給した場合には、日雇労働被保険者手帳の日雇労

働求職者給付金支給台帳の「認定給付の記録」欄を使用し、広域求職活動費の支給を行った旨、支給決定を行った年月日、支給額（種類別内訳）及び支給日を記載し、取扱者印を押印して安定所名を付記するとともに、適宜の様式により領収書を徴する。なお、当該領収書は年度別に一括して保管する。

注 意

- 1 この申請書は、広域求職活動の指示を受けた日の翌日から起算して10日以内に広域求職活動を指示した公共職業安定所又は地方運輸局長に提出すること。なお、期間の経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないこと。
- 2 2欄の下申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 ※印欄には、記載しないこと。